



289号

九州発

「産まない女」の力ひと

少子化を考える

「産まない女の力」を考える 小島サカエ

産まない自由・産む自由・産めない事情 福田光子

両義性を見る 河野信子

一人暮らしの女性と年金 伊藤恵子

「自由」は生きるパワー 「産まなかった女」の弁 森崎民子

厳しさを増す母子家庭 母子福祉政策の転換について 山下はるみ

声をあげ続けること 藤井千佐子

イスラエル潜入記Ⅲ 私が見たへカベ 3 永井徹男

「在韓米軍」に抵抗する韓国の人びとⅢ 芦澤礼子

ひと
「産まない女」の力—少子化を考える

「産まない女 ^{ひと} の力」を考える	小島サカエ	1
産まない自由・産む自由・産めない事情	福田光子	2
両義性を見る	河野信子	14
一人暮らしの女性と年金	伊藤恵子	20
「自由」は 生きるパワー —「産まなかった女の弁」—	森崎民子	26
厳しさを増す母子家庭～母子福祉政策の転換について～	山下はるみ	32
(めじゃーなりすとのおめ) 声をあげ続けること	藤井千佐子	36
イスラエル潜入記Ⅲ 私が見たくカベ> 3	永井徹男	44
「在韓米軍」に抵抗する韓国の人びとⅢ	芦澤礼子	64
語りかけたいあなたへ 57 フウセンカツラ	大里知子	76

■会と催し 政治家の女性差別意識を問う福岡集会／「国連から見た日本の男女平等」／T・K生の時代と「いま」—東アジアの平和と共存への道	38
■TOPICS 兼松訴訟敗訴/東京「公務パート」は勝訴/J R総連の7名釈放 ほか ..	54
■あごら読書室 『歴史の中で語られてこなかったこと』／『歴史人口学の世界』／『人口大辞典』／『性と身体』／『出産と身体の近世』	58
■あごらのあごら 衆院選で〈あごらめいと〉奪戦/チェチェン大統領選挙の真相 ほか	78
■目次で振り返る『あごら』三十年 (1992年9月～'93年8月)	90

「産まない女ひとの力」を考える

小島サカエ

昔から「人の口に戸は立てられぬ」「口にカギはかけられぬ」などと言われているが、最近の政治家たちの、耳を疑うような差別的発言には、あきれ果てる。

自民党の太田誠一衆議院議員は、少子化をめぐる討論の中で「集団レイプする人は元気があるからいい」と、早稲田大学生たちの集団レイプ事件を評価。同じ自民党の森喜朗・前首相は「子どもをたくさんつくった女性に対し、将来国がご苦労様でしたと面倒を見るのが本来の福祉。子どもを一人もつからない女性が勝手に暮らしを楽しんで年をとって税金で面倒を見なさいと言っうのはおかしい」と発言。一人暮らしの女性が、働いてずっと納税し、社会を支えつづけている現実を無視した。

構想の発表以来、日本弁護士連合会や、女性団体などから反対の声があがっていた「少子化対策基本法」は、二〇〇三年九月一日施行されたが、基本法なのに、産む上での最も基本的な人権「性の自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）」を明記することなく、不妊治療は細かく定めている。女性に「産む」ことを迫る感の濃い条文は太田、森、両議員の発言に通じるものであり、石原都知事の「子を産まないババアは価値が無い」も想起させる。

かつてこの国は、アジア太平洋戦争中、息子を死なせた母たちの嘆きをよそに、「産めよ、増やせよ、国のため」を国策にした。今また少子化を理由に「産む」ことを国家が迫る動きの不気味さ。アンチテーゼとしての「産まない女ひとの力」を考えてみたい。（〇三年十一月三日）

産まない自由・産む自由・産めない事情

福田光子

少子化という現象は今に始まったことでもなければ、日本に限られた問題でもない。産業社会の激流の中、地球規模で子どもを産むことについての問題意識は高まり、世界人口会議の幾度かの開催は、そのことをよく物語っている。カイロ会議から北京での世界女性会議へと手渡された議論の渦は持ち帰ったそれぞれの国で異なる波紋を広げ、その行方は定まっているわけではないに見える。この国の世論も、「産む自由」「産まない自由」とともに、「産めない事情」が問題を複雑にしている。

短大を卒業して漸く手にした五年契約の嘱託司書の仕事に就いて、早くも期限が終わろうとしているAさんから、次の身の振り方の相談を受けた。ひとつの仕事に五年という単位の時間は、手前の山をひとつ越して次の登りにさしかかろうとする時期であり、仕事の奥の深さもさることながら全体像も解りかけてくる。仕事にひととおり習熟してくると自分の潜在能力にいささかの発見もあって次第に仕事が目白くなる。周囲の人間関係にもとけ込めて何とか続けられそうと思うだけに、仕事を捨てたくない。少し不器用な彼女は結婚や家事は今のところ視野にないかに見える。職業人としてこの五年から十年は、人生を決定する重い意味を持つ。

多くの女性たちが仕事の流れの中に結婚も家庭も取り込んで、無理なく両立を果たす時代になっ

てきた。しかし、産むことには別の決断が必要となるのは、一時的にであれ今までの生活の流れを止めて、新たな時間配分のもとに生活設計の変更を迫られるからだ。

子ども好きで子育てが行き届く分だけ疲労を溜め込み、時ときは子どもにつきものの病気やトラブルと格闘しながら体力の勝負に切り替えて行かねばならぬ。独身時代の優雅な遊びを棚上げしても、のめり込む価値のある作業だけに。

だから結婚についての決意に勝るとも劣らない決断が必要で、引きのばせるだけ時期を先送りする晩婚組・晩産組が増えるのは当然のこと。子どもを持たずに夫婦の時間とそれぞれの仕事を大切にする「生涯仕事ひとすじ組」が増えて何の不思議もない。

産まない自由、産む自由は、個人の選択の問題なのだから。

しかし、一般社会では企業の壁は厚い。出産して産休から職場に戻る意志がウエルカムで受け入れられる保証は必ずしも確かではない。産休の間にポストは埋まり、組織改革に名を借りたりストラで居場所が不安定になる例に事欠かない。

産めない事情は数え切れない。住宅事情に、高い教育費、老親の介護など。

「老後は淋しいよ」と囁く人がいても、老後の為に結婚し子どもを産む計算は怪しい。

もはや子どもへの期待を成り立たしめていた条件は、崩れている。手渡す家業や家産があつた時代には生まれてくる子どもは財であつた。しかし今は大半がサラリーマン家庭にあつて、子どもにかけるコストと子どもから受ける恩恵を比較すれば、コスト高であることは言うまでもない。

子育ての負荷は相変わらず女性に過重である現実、それを変える有効な処方せんは、今のところ見えて来ない。もともと家庭観や子ども観に対して女と男の相互にかなりのズレがあつて、結婚

の段階から互いの期待に行き違いがある。

ある県立高校で、かつて同じクラブ活動の仲間が十人、卒業後のクラス会に集まった。みなそれぞれ社会人。今や企業戦士や中堅の研究者のエリートたち。彼らは三五歳という年齢に達していたが、結婚しているのは、たった一人。

想像の域を出ないが、彼らの求める配偶者像は、恐らく家事・育児を全面的に引き受けてくれる理想の専業主婦像ではないだろうか。匹敵する年齢で同等の学歴の女性たちも、同様に多くは第一線で活躍しているとしたら、漸く仕事に面白さを見つけた彼女たちは、キツチンに縛られるだけの道を選択しないだろう。この行き違いに両性ともに晩婚を余儀なくしている事情があるのだろう。

〈男性は仕事・女性は家庭〉という考え方は否定の方向に動きつつあっても、例えば育児休暇というカードを引こうとする若い父親は極めて少数派にとどまっている。

日本の少子化は一九七〇年代からと言われ、合計特殊出生率は七〇年代は二・二を保ち続けたが、一九九五年の一・五七ショックに驚くのも束の間のこと、その後は一・三四に、そしてそれ以降、上向く気配もない。

労働力人口の四割が女性という世の中から、仮に女性全部が引き上げたら全産業はストップするというのつびきならぬ現実には、「男女共同参画」の法律や条例を用意し、他方、急場凌ぎの保育園を作り、「男女共に育児休暇の権利」を制度化しても、少子化に直ちに歯止めがかかるとは思えない。笛吹けども……である。

世界は産まない方向に動いているといわれるが、社会がある程度成熟すると、人口分布はピラミッド型から紡錘形に変化するというのは、今日の人口動態学の定説になっている。途上国の出生率

は依然として高いというものの、中国の一人っ子政策のような政策をとらないシンガポールも少子化が止まらず人口増加策に懸命と伝えられる。いま先進国の中で最低の出生率は、日本・ドイツ・イタリア。かつての英仏に遅れてようやく出生率低下時代に入ったこともあるが、言うまでもなく第二次世界大戦の敗戦国として、おびただしい数の肉親の死に直面した事実の意味は深い。

女性と身体の近代

数年前、一冊の対談集が話題となった。

網野善彦・宮田登『歴史の中で語られて来なかったこと——おんな・子ども・老人からの日本史——』。歴史学者と民俗学者の視線の交錯する中に過去の女性の働き、女性の位置や生活のリズム、そして老人たちの力などが浮き彫りになって、これまでの思い込みや認識不足に代わる数かずの新しい発見をもたらしてくれた好著であった。

からだや性のリズム、妊娠や出産をめぐる慣習や処理なども、これまで記録に残すことの難しい、いわば語られなかったことに属する。漸く一九八〇年代に入ってから（身体）を正統的な歴史研究の主題と認められるに至ったのは、女性史や社会史の研究が高まり深まる過程からもたらされた到達点であろう。

現在の少子化の歯止めとしての人口増加対策の観点から、女性の身体が再び産む（身体）として介入の対象となろうとするとき、まだ記憶に新しい現代史の中の女性の身体への否応なしの介入の経

緯を、(人口)をキーワードとして考えることにしたい。

『人口大事典』(培風館二〇〇二年刊)によれば、江戸時代(一六〇三〜一八六八)の二六五年間に幕府による人口調査は二二回行われたが、最初の二七二一(享保六)年の調査では二六〇六万五〇〇〇人、最後の二八四六(弘化三)年では二六九一万四〇〇〇人、その間二六五年の間、九〇万たらずの僅差で人口は低滞していたのである。この低滞の原因はどこにあったのか。戦乱らしい戦乱もなかったこの時代に人口増がほとんど見られなかった不思議を解くのは、墮胎・間引きによつて子の出生を抑制してきた事情であった。農村の貧困ゆえのやむなき行為として夙に知られたが、それだけではなく生活防衛の手段として共同体内部で許されてきた慣習として有効だったと考えられる。当時は今よりもはるかに早婚であったから、妊娠・出産の可能性は高かったはずだ。しかし当時の宗門人別帳に登録されている子どもの数は、一家族に二人か三人と、農民家族の規模は小さい。

狭い土地からの限られた資源と消費のはざま、この慣習は主に関東から東北の地域に拡がり、子の命を光を見ぬうちに断つこと、六歳までは神のうちと、子の命を神の手に返し申す「子返し」として許しを乞うものであった。

また、自然災害の発生も頻繁で、凶作・飢饉は江戸時代を通じて三十数回に及び、数回続いた凶作で死亡率三〇%、数万の死者が南部藩の記録に残る時代であった。

江戸時代の末まで二七〇〇万人前後で低滞していた人口は、明治以降今日までの、この一三〇年間、江戸期の二分の一の期間にほぼ同じ面積の国土に一億二七〇〇万人、四倍以上の人口を擁することになった。

明治の初めは、まだ医療も医療施設も整わず、衛生状況は劣悪で、コレラの流行や天然痘のほか

風邪や消化不良でも高い死亡率を示したものの、明治の末には人口五〇〇〇万人に達し、さらに大正の末には六〇〇〇万人と、急速な増加を示した。

明治三年、戸籍制度を設け、戸主は家族員の居所を定め婚姻の承認を行うなどの権限を与えられたが、これは明治政府の富国強兵政策を末端で支える徴兵制の徹底を期するものであった。

列強に追いつけ追い越せを目標に富国強兵政策が一定の成果をおさめて国の内外からの注目を集めるに至ったのは、何と言つても、日清・日露の二回の戦争に勝利をおさめ、列強と肩を並べてこの国が軍事大国への道を突き進む一步を踏み出した時であった。

同じ頃、内村鑑三は『後世に残す大いなる遺産』と題して著作の中で強国プロシヤに敗れたデンマークが農業と福祉と教育を国是とする平和国家への再生を期した小国の選択を紹介して、日本が進もうとしている軍事大国への道に警鐘を鳴らしたのは、日露戦争の戦勝に湧いたこの時期であった。

人口が六〇〇〇万人に達した時、識者はあらためてこの国の人口と食糧の前途に危惧を深めた。一九一八年、米価の高騰に富山の魚津から吹き出した米騒動は、その後各地に波及し、これをきっかけに日本の近代的人口問題を切実なものと考ええる情況が生まれた。

一九二二（大正一一）年のワシントン海軍軍縮条約の調印によって軍事力による海外進攻に国際的制約が加わると、国内では造船業を中心に失業者が増え、さらに翌年の関東大震災の追い打ちで一三万人の死者と莫大な損害を蒙つて、国民生活を深刻な不安に陥れた。この厳しい現実に向面しながらも、人口は大正の末期、なお六〇〇〇万人を越え、国民はあらためて人口の重さに危機感を募らせた。

当時過剰人口をめぐる論議が盛んとなった背景には、古典的な人口学説としてマルサスの『人口論』とそれに批判的なマルクスの人口理論とがあつて、活発な議論を展開したことがうかがわれる。マルサスの『人口論』は過剰人口は人口の増加が食糧の増加を上回る自然法則を前提に必然性を唱えるものであり、マルクスは資本主義社会における過剰人口は資本主義制度から生ずる相対的過剰人口である以上、資本主義制度を存続する限り解決は不可能とするものである。前者の解決の道は人口抑制であり、後者は資本主義の制度に代わる新たな仕組みを創ることにある。特に、マルサスの人口論の背景にあつた産業革命の時代には、農村から都市への人口移動により農業生産の低下は食糧資源に影響は大きく、限られた配分は、社会の上層に厚く下層に薄かつたため、深刻な貧窮層を生む結果となつた。

この人口理論は、その当時の産児制限運動と婦人解放運動の二つの流れに理論的根拠を注ぎ込むものでもあつた。

明治の後半から大正にかけて多産地獄とも言われた貧困と、望まない妊娠に悩む女性たちに産児制限運動への関心を呼んだもう一つの理由は、明治一三年に公布された刑法の中に「墮胎罪」を設けて、懲役刑をも課する厳しい処罰によつて妊娠の中絶を取り締まつたからであつた。そのため次から次の出産による母体の衰弱などで幼い子たちに思いを残して死んでいく母親も決して少なくなつた。

一九二二（大正十一）年、マーガレット・サンガー女史の来日を機に産児制限運動は高まり、東京には産児調節研究会が発足するに至つたが、女史の来日に強硬に反対したのは貴族院であつた。反対の理由は日本の（家）制度の醇風美俗を護持する立場から、女性が自主的に産む、産まない、の

権利を手にすることを危険視したからであった。政府もまたサンガー女史の来日に冷ややかであったことは勿論であった。

しかし、来日を機に運動は拡がった。

生物学者で、その後労働党の代議士となった山本宣治は、産児制限運動の理論的指導者でもあり、この運動の推進力であった。

「産む、産まないは個人(夫婦)の自由」と主張し、今日のリプロダクティブヘルス・ライツを先取りした先見性を持つこの理論的指導者は、一九二九(昭和四)年、暗殺によって非業の死を遂げた。

一方、政府は一九二七(昭和二)年、内閣に人口食糧問題調査会を設置し、その後、人口問題研究会をも設ける。

すでに満州事変は始まり、大陸への派兵によって国土の獲得を目指して過剰人口のはけ口を大陸に求めて、軍事作戦を展開したのである。

戦争の遂行を機に、厚生省は人口問題研究所を設置して第一回の出産力調査を実施し、兵力増強を計る布石としたが、さらに厚生省は独自に一九四〇年、多子家庭表彰要綱を発表して、多産を奨励する露骨な戦争目的のための女性と身体への無意味な干渉を演出した。

翌一九四一(昭和一六)年、ドイツの人口政策をモデルに優生学的色彩の強い「人口政策確立要綱」を閣議で決定している。これぞ「産めよ殖やせよ政策」と呼ばれるものだが、人口政策とは名ばかりの泥縄式兵力増強策であった。(この間の事情については、『あごら』二八号『産む・産まない・産めない』の中の「優生保護法と優生思想を考える」(斎藤千代ほか)に詳しいので参照してほしい。)

太平洋戦争はこの年に始まり、三年八か月の後に実に悲惨な敗戦をもって一五年に及ぶ長い戦争の時代が終わった。

軍事力によって海外に領土を獲得し、過剰人口問題を解決しようと思図した計画は何一つ成果をあげることはできなかった。

反対に戦争によって実に多数の人命が失われた。戦後いち早く経済安定本部が発表した『太平洋戦争によるわが国の被害総合報告書』は、人的被害六六万八八三〇人。その九九・五％は空襲による一般人であり、軍人軍属の死傷者数は日中戦争における五一万一四五三人、太平洋戦争における一八六万四七一〇人、合計実に三〇〇万人と報じている。行方不明となった数は計り知れない。

戦争末期、村役場や村々の電柱に貼られたポスターに大陸への夢をかきたてられて満州に渡った満蒙開拓少年義勇軍の少年たちは、荒れ地の開墾と飢えに苦しみ、開拓団の多くが全滅したことが戦後五八年たった最近の新聞に報じられたことでも解るとおり、残留孤児たちの消息のかなりの部分は今なお戦争後遺症として不明のままとなっている。

人口・戦争・生命体

戦後、政府は一転して産児制限と家族計画の大合唱を始める。明治の初めから刑法の中の墮胎罪はそのまま生きていたため、戦後の食糧難と生活苦の中で望まない妊娠に悩む女性たちは中絶を望んでも罰せられるために、闇中絶が社会問題となっていた。さらに海外からの復員、引揚者の一斉

帰国でベビーブームが当然起こり、政府は早急に人口問題に取り組みざるを得ず、優生保護法を成立させて、その後、経済的理由による人工妊娠中絶を認めた。

一九四一（昭和一六）年「産めよ、殖やせよ」要綱の策定から五年にして、一九四六（昭和二一）年、今度は一転して「産むな！」の掛け声と指導が、町々、村々で行われた。

その後、二度のベビーブームはあったものの、一九七〇年代を転機に合計特殊出生率は下がり続けていく。「産む自由」「産まない自由」の選択が数字に反映した結果であろう。

数字は生き物のようにものを言う場合もあるが、無表情で乾いた数値表示でしかない場合もある。人口政策の中に登場する統計は、所詮人間は員数としか見なさない。兵力や労働力を何十万人と表わしても、それは用途別の数値目標か数量調整用の道具に過ぎないし、モノの扱い同然である。産め、あるいは産むな、という干渉は、個体の意志とは無関係に、国家や企業の願望を反映しているに過ぎない。

お国のため、世のために子どもを産むと言つても、目的に実態が伴うわけではない。まして愛国心や義務で子どもを産みたいなら、表彰状か勲章を申し立てて飾るがいい。

「少子化に歯止めをかけなければ日本は亡びる」と、意のままにならないものに拍車をかけても、少子化は止まらないだろう。

子どもを産むのに大した時間はかからないが、人間が独り立ちするまでの時間とコストが、なぜかくも長く、高いのだろう。「どんな生物も遺伝子の設計図によって生きるという点で平等」という

普遍的認識に立つことは必要であり、人間だけを特化する危険を自覚することも必要だが、それでもなお「ヒトがヒトとして生きるための条件や特徴がある」ことを認めないわけにはいかない。その特徴は人間は歴史的時間を生きる生命体を宿命としているからのように思われる。何しろ地球上に生命の誕生を見てから四〇億年。その間に積まれた情報と知と記憶の装置を共有して生きる生命体が人間であり、それぞれの個体は、すべて異なる可能性を身に潜ませて、しかも気の遠くなるほどの過去から持続する歴史と文化を生きなければならぬ。生命体は時間こそ命であり、ゆえに時間を奪われることで無に帰する。それは「死」である。戦争は、その最たるものであり個体の持つ可能性を瞬時にしてゼロにする。

与謝野晶子は「劫初より造りいとなむ殿堂にわれも黄金の釘一つ打つ」と詠じた。

限りある生命を生きた証しとして黄金の釘に寄せる言葉の力に圧倒されるが、それゆえに

「君死にたもうこと勿れ……」と、ためらうことなく生命を軽んずることを戒めたのであろう。

かつて人口問題が俎上に上るとき、背後に戦争の怪しい影を見てきた。

少子化対策が声高に叫ばれるいま「今は状況が変わったのだから」などと言いわけされても、にわかには同調しがたい。「産めよ殖せよ」から「産むな」そしてまた「産め」。この単純な回路を操る干渉の傲慢さに気づかなければ、女性は再び性の囲いに閉じ込められてしまう。

さて、戦後の人口増加をみると、明治以来初めて人口増加が止まった敗戦時に、総人口は七二一四万七〇〇〇人。現在約一億二千七〇〇万人を数え、五五年間に五五〇〇〇万人の増加を示している。

第一次ベビーブーム、団塊の世代、そして第二次ベビーブームと一九七〇年代中半をピークに、以後は少子化が続き、上向く気配はない。

漸く小、中学校とも三〇人学級が定着しようとしている。教室にあふれる生徒の数に悩まされた時代は終わり、中学・高校からの受験競争、高校全入時代を迎えた高校生たちの大学の門は狭く、塾と予備校は増え続けた。子どもの数は減少しているのに学習塾の数は減っていない。総務省の調査では全国に五万一、二二〇か所。統計に初登場した一九八一年の一万八、六八三か所に比較して二〇年間の増加数に驚かない人はいない。進学意欲のあらわれとみるよりは、しのぎを削る競争の姿を数字が物語る。

子どもの遊ぶ姿が街から消えた。余裕がなくキレやすい子どもが増えていとも言われる。

少年の犯罪報道に、わが子が被害者にも加害者にもなり得る親の恐怖。家庭の教育力が問われ、親の責任、特に、その時、母親は何をしていたのかが責められる。競争の原理が冷厳な事実として、その結果が勝者と敗者を隔てることを身につまされて知っている大人は、わが子はぜひとも勝ち組に送り込もうと、更なる競争を呼ぶ。この国の人口に適正な規模というものが描けるであろうか。人口が単なる数量調整や数値目標と考えるわけにはいかない者にとつて、新しい生命をこの世に送りだすことに苦悩を伴うのは当然で、女と男の行きがかり上のこととして処理するわけにはいかない。

「産まない選択」があっても無理もない。女性が母性にだけ閉じ込められることから己を解き放つことで、産まない女たちは〈自在〉を手に入れるのだから。

両義性を見る

河野信子

《『石女対応』の地域差》

夫はいるが子がない女たちは、村落共同体の内部で、なにがしかの理由をつけて忌避されて来た。

生理がない女は木女房（鳥取県）、子のない女は竹女房（鳥取県）、生理もなく子もない女はキニヨウボウ（島根県）といつて、村落共同体が枯れ果てるなどといわれて来た。

この傾向は、全国各地に散在している。したがって、子のない夫婦は、神や仏に頼つて、子を授けてもらおうとした。村落からの差別理由も多種多様であろう。

先祖が生命体を大量に殺したとするもの（群馬県吾妻郡、福岡県企救郡―現北九州市）、前世に殺人をおこなった、または前世で悪行を積んだ（福井県）と、数えあげたらきりが無い。

女にむかつて「子なきは去る」といつていた永い歴史のなかにあつて、つぎにのべる三例は、共同の意識界に、差異を示すものといえよう。

ひとつは、夫が山の鳥を捕つたため、妻が不妊になったとするもの（山口県熊毛郡）、第二の例は、母親が多産であると娘は不妊（うまずめ）になるといわれるもの（福岡県）、第三の例は、数多くの差別意識をまったく逆転させていて、「育ちの悪い子には、三人の石女から彼女たちの身につけた着物の端切を

もらひ三所集め(パッチワーク)を作つて着せるとよく育つといわれたそうである」(群馬県吾妻郡)(青柳まちこ)「忌避された性『家と女性』日本民俗学大系10 小学館 一九八五年」(ここに例示した地域は、すべて同書による)

この第三の例を、女たちの集いで話すと、「なるほどね、上州だものね」という。「上州名物、かかあ天下にからつ風」を連想したのであろう。しかし群馬県吾妻郡には前述したように、「祖先が生き物をたぐさん殺した」呪われた存在だから「石女」になったという忌避もある。「石女忌避にとりまかれたなかでの逆転の呪術性である。

呪術性は、共同体の「共同の無意識界」を棲み処とする。したがつて共同体のなかで習俗にまで定着するに至つた「地域差」には、意識の共同性が成り立つ場というものがある。共同体の共同性成立条件は、子どもと老人を除いた人びとが一日で歩いて帰つて来られる範囲を指す。せいぜい二〇キロメートル四方である。したがつて、同じ吾妻郡でも、ヴァナキュラー(* vernacular 非市場的地縁に基づいた生活)な価値観の差異は生ずる。

しかし一方では、人びとの交流圏が拡大すればするほど、ヴァナキュラーな価値観は消滅してしだいに均一化の傾向をもつてくる。

「石女」忌避は、近代医学の中にあつても根強く残存している。この根強さは、「家系」という幻想が力を持っているためであると思われる。日本人の中で、先祖五代全員の名を挙げることができる人は稀である。親二人、祖父母四人、曾祖父母八人までは何とか知つているが、四代先一六人、五代先三二人となると欠落が多くなる(近親婚は別)。歴史学者の意見では、「家系などというものは、遺伝子によつて決定論を導くためのものではない。観念Ⅱ幻想にすぎないものだから、扇のように拡げないほうがよ

い。差別意識を導き出さないと限らない」となっている。

要は、共同体が、子の出産の数を、どの程度に保持したいかにかかっている。幾何級数型で増大することは望んでいないが、だからといって、減少するのは困るといったあたりに呪術性が定着すると見ていい。だから第二の例のようなことも起きる。

「石女」忌避のなかにあって、第三の例のような共同の無意識場から、「三所集め」の象徴性を浮上させた力は、ただの「かかあ天下」の地帯だというわけにはいかないのではないだろうか。

子のない夫妻の中には、夫に起因するものもあれば、妻に起因するものもあることは、かなり古くから知られている（現代の医学では十組あたりに一組は不妊だとなっている）。だからといって幼いものに対する「愛が必ず欠落する」などとは暴言である。自分たちに子がないぶんだけ、愛は共同体内部に拡がり得るとした考えが、子のない人びとにも、子を持った人びとにも、「良き相互作用を生み出す」とひらめいた巫女性を持った人の言となつて、「石女差別」をとり払ってしまった。

加えて、着物には、着た人の霊力が宿るといった信仰が古来存在した。『古事記』のヤマトタケルと熊襲もその例である。第三の例は、人の原初の意識が、しだいに犯され、女たちの体に恐怖心を植え付けようとする共同の意志に囲まれてなお、古型を守りつづけた地帯であつたのではないかという別の考えも浮かんできく。

現代でもなお、女たちにむかつて、出産を要求して、攻撃を仕掛けてくる言論は、入れ替わり立ち代わり現れている。この精神の奥にあるものは、共同体がその意識界を「石女忌避」にむけて凋落させた相と、大きく変わつてはいない。産んだ女たちも産まなかつた女たちも、相互に族母性を共有しない限り「産む、産まぬ」をめぐる相克は再生産されつづけるであらう。

《族母性》

現代、族母性は、受難期にさしかかっている。族母とは、その生きる場を、子産み、子育て、子育てに措いてきた。

高群逸枝によれば、月経小屋と産屋の習俗の（経水は八〜九日、産婦は五十日あまり）にふれて、「血のけがれ」などというのは、後代仏教文化によって、勝手に付け加えたものであって、これらの小屋は仏教以前または、仏教と無縁の地帯にもあった。これらは族母たちによって形成された定着した文化であり習俗であると見たのである。

こうした俗は、母子への共同保障と同時に出産の共同性を示すもので、ここでは生む権利も、育てる義務も、一個の母親だけのものではない。民間の伝承に「チオヤ」の俗がある。それは、生児への最初の授乳を、部落の刀自的女性が、または産婦と同輩すなわち同年齢階級の女性がおこなう俗で、つまり生まれた児が、生母のみに属するものでなく、全共同体に属するということの表示である。（高群逸枝『女性の歴史』一、全集版第四巻 理論社 一九七〇年 第三刷）

この族母型の文化は、現代でも心性としては、通底している。一例をあげるならば、「柳下村塾」（現「無名舎」・福岡県柳川市）託児所なども「族母性」にもとづいて作られ運営されている。（一九七二年開設）

（ここでは「保育所」とはいわない。託児所という。「母が三歳の子を残してこの世を去ろうとすると

き、安心して死んでいける場所」と考えられた。「死んでいく母親が身障の我が子を道連れにしようとする気持ちと、教育ママが我が子の教育に血道を上げる気持ちとは、方向は逆でもどこかで繋がっています。」と代表の津村佐喜子は語る。

この託児所が他の保育所と違った点は、

(1) 母親たちは複数である。すべての子どもにとつて、母親は皆の母親であり、ひとりの母親にとつてもみんな我が子である。子どもたちはときどき間違えて実母に「オバチャン」といい、他の子の母親を「オカアチャン」と呼んだりする。

(2) 母が子を連れてライセンスなしに保育となる。

(3) 身障の子たちも一緒に育てる。

(4) 保母の賃金は一律である。

(5) 保母を専門化しない。

(6) 子たちの年齢別編成を最小限にする。

(7) 労働は遊びに、遊びは労働としてよみがえるようにする。

『光をかざす女たち』（福岡県女性史編纂委員会 一九九三年発行）によれば、この託児所は一九九二年三月現在で、保母七名、保父三名、乳幼児四八名、学童四七名、学習塾の中学・高校生二〇〇名、ほかに食べ物共同会、鍼灸治療所なども併設している。

一見すれば共同保育のようであるが、保育の社会化をも取り入れられている。

この託児所の子たちは、乳児の頃から週に二回、バス停二つほど離れた高畑公園までリヤカーに乗せられて運ばれ、戸外の体験を積み始める。つぎに自分の足で歩き慣れると、自転車で公園まで往復す

るようになり、舎の裏から柳川市名物の掘割を、舟を漕ぎだして上り下りする。小学生教室に通う年齢になると、グリーン・コープ（生活協同組合）の自転車隊に加わり（自転車隊・柳川——佐賀二一・七キロメートル、日見峠——長崎一三・三キロメートル）銀輪隊（中学生以上）柳川——長崎一二五キロメートル）八月九日長崎原爆の日の平和の祈りに合流する。二〇〇三年は、自転車隊二一六人、銀輪隊五四人が爆心地に一人の落伍もなくたどりついた。『共生の時代』一八七号グリーン・コープ連合理事会発行、二〇〇三年九月一日参照

古代日本の族母思想が現代の中で息づくとするれば、無名舎のなかに、ひとつの発現形態を持つということが出来るであろう。

この舎の教育の特質は、生活英才教育派といえるが、ハンディキャップをもつ子たちに対しては、必要最小限の世話をしつつ、共同の生活になじませる方針をとっている。このなかに親を失った子があれば、「塾こそ我が家」となるだけの育ち方ができる場としている。この種の族母性には、性別、年齢、子の有無にかかわらず参集することができる。

〈あいらめいと〉を講師にどうぞ……

ジェンダー・平和・人権問題の専門家が揃っています。

ご相談ください。

TEL 03・3354・3941 FAX 03・3354・9014

メール XLV05467@nifty.com

一人暮らしの女性と年金

伊藤恵子

最近、二〇〇四年の公的年金制度改革にむけて、様々な議論がされている。新聞・雑誌・テレビ等で取り上げられている問題としては、保険料の負担の問題、年金給付水準の問題、サラリーマンの妻の問題、遺族年金等々の問題、どれも大きな問題である。しかし、一人暮らしの女性の年金問題について述べているものは見当たらない。「女は家事をして子どもを産み、育児すればいい、男は外で働く」と、あからさまには言わないまでも、政治家などの言動を見ると、少子高齢化の原因として、子どもを産まない女たちにその矛先を向けるなど、男女の役割分担意識が現れていると思われる節がある。

生涯働きつづけ、保険料を払いとおした女性、あるいは夫に先立たれ、一人暮らしを余儀なくされた、特に一人暮らしの女性の年金に注目して、一号被保険者のA子さん、二号被保険者のB子さん、三号被保険者のC子さん、離婚を機に二号から三号被保険者になったD子さんの年金受給を比較してみたい。

家業を受け継ぎ働きつづけたA子さん（六五歳）。「両親とも国民年金だった。三人で暮らしていたときも大変だったけれど、家業の収入と両親の年金収入があった。両親を見送ってからの生活は、いくらかの蓄えと個人年金はあるものの、自分の国民年金収入で生活しなければならぬ。体が続き仕事ができ

る間、内職程度であれ仕事を続けたい。しかしこのご時世、仕事の量は減っているし、歳もとるので、これからの生活が不安でならない」という。

彼女は現在の国民(基礎)年金第一号被保険者。六五歳になつて老齢基礎年金を受給できることになつた。

第一号被保険者は、『日本国内に住んでいる二〇歳以上六〇歳未満の農業、自営業、学生、無職の人などが対象。保険料はそれぞれ個人が納める』としている。

老齢基礎年金の年金額は、年間七九万七〇〇〇円余、月に約六万六〇〇〇円。平成十五年度夫婦二人で受け取る金額は一月あたり十三万二〇〇〇円余り。国が、「夫婦二人で受け取る年金で老後の生活ができる」という考えを基にした制度。しかし、夫婦だけの生活も年金だけでは生活できない状況。まして一人暮らしは厳しい。

終戦を外地で迎えたB子さん(七三歳)の場合――

「戦争で父を失い、母と二人で引き揚げてきた。祖国へ帰つたことはこのうえない喜びであつたが、衣も食も住もゼロに近い状況からの出発であつてみれば泣いてもいられない。女が働くことは難しく、職種も限られていた時代だつた。が、幸い教師という仕事についた。学級の生徒全員が子どものようにさえ思えた。一生懸命に働いたし、やりがいも持て、定年まで働くことができた。一つには、家事一切を引き受け、大いに節約し蓄えをしてくれた母がいてくれたおかげで、一緒に住む家も確保できた。その母を見送り、現在一人暮らし。他を頼らず、自分のことは自分でする習慣もつき、時間ができてからは積極的に地域社会に参加している。それこそ社会的にも経済的にも精神的にも自立した、高齢独身女性。

「社会保障の恵まれた職場だったから、退職後も安心して生活できると思っていたが、この日本中の暗く重い社会が不安である。年金を受給しはじめて、初めて、それも突然の年金額の切り下げに、なんとも言いようのない怒りにも似た不安を覚える」という。

B子さんの場合、「現在の第二号被保険者」。会社員や公務員は、「厚生年金や共済組合に加入すると同時に国民基礎年金（通称国民年金。受給するようになると、老齢基礎年金と呼ばれる）にも加入する。国民年金の保険料は、厚生年金や共済組合から拠出される。「働いているとき、所得税、市・県民税、共済組合費（長期・短期）等すべて給料天引きだったから、負担の重さを感じてはきたが、年金保険料が、片働きの同僚や上司の配偶者の保険料をも負担しているとは知らなかった。もし現在の年金制度のもとで自分が働く対価の一部がそのような使われ方であれば、納得できないことだし、あたりまえと思っていた天引きの保険料額がおおいに気になった」という。

夫を事故でなくしたC子さん（六〇歳）の場合。

「当時、一人娘は中学生。夫の突然の事故死は安定していた家庭をめちゃくちゃに壊してしまった。しかし失意の母子を夫の遺族厚生年金が助けてくれた。長い間専業主婦だったから、急にできる仕事もない。パートでマーケットの惣菜の仕事を探した。遺族厚生年金とその収入で子どもを育て上げることができた。娘は自立し、今は一人暮らし。年金のことはよくわからない。六〇歳になったけれど、働いた期間は短い給料も安かったので、自分の厚生年金より夫の遺族厚生年金の方が高いから、遺族厚生年金をもらい続ける。夫が元気だった頃から、年金のことはよくわからなかった。自分の年金を払っていたかどうか考えでもないかった」という。

C子さんは、夫の死亡時、第三号被保険者。「第三号」とは、第二号被保険者に扶養されている年収一三〇万円未満の配偶者で、二〇歳以上六〇歳未満の人が対象。保険料は、配偶者の加入する年金制度全体で負担することになっている。

第三号被保険者は、一九八六年に主婦の年金権を確保するため導入された制度で、個人で保険料を負担することなく、また、夫にその分の負担が増えるわけでもなく、市町村の窓口で手続きをするだけで年金権ができ、六五歳になると老齢基礎年金を受給する。夫の死亡後は遺族厚生年金を受給することができる。(このことは、自ら保険料を負担している共働き主婦の不公平感を生んでいる。)

遺族厚生年金は、夫が受け取るはずだった老齢厚生年金の四分の三の金額を年金として受給できる制度である。十八歳未満の子のいない妻でも支給の対象なので、C子さんが老齢年金を受給できるようになった場合、夫が残した遺族厚生年金を受給するか、自分の老齢年金を受給するか、それとも両方を受給するか、三つの選択肢の中から自分で選ぶことができる。

しかし、六〇歳以上の女性の実に八割までが夫の残した遺族厚生年金の受給を選択している事実が示すように、独身女性本人が働いて納めることによって得る老齢厚生年金より、夫の遺族厚生年金を受けている女性の年金額の方が多いという例も多々ある。

加えて、遺族年金は非課税所得である。所得税だけでなく、市・県民税、国民健康保険料(税)の所得割、等々も非課税ということになる。このことは各地方公共団体が実施している福祉分野の負担の有料・無料にも影響を及ぼす。その他所得税、市・県民税の寡婦控除、母子(寡婦)医療等、妻に対する様々な制度に比べ、独身女性には、男性と同様の社会保障の負担が強いられる。もちろん同じ制度の中の負担と給付ではあるが、一方で女性の職場環境、給料格差などがあり、退職金、年金の額の差も歴然として

いて、独身女性はあきらかに不利である。

また、夫婦とも第一号被保険者である妻の場合は、夫が死亡しても『遺族基礎年金は一八歳未満の子のいる妻か、一八歳未満の子が支給対象』なので、第三号被保険者と違って一八歳未満の子がいなければ、自分の老齢年金月額六万六千円余りを受給するしか選択の余地がない。生活保護の最低生活費にも満たない額では、年金だけでは到底生活は成り立たない。

十年前に離婚した、会社員のD子さん（五九歳）の場合。

「結婚するまで三年ほど厚生年金に加入していた。結婚と同時に専業主婦。一九八六年からサラリーマンの妻（第三号被保険者）の期間が八年あった。離婚後、再就職をしたが定年まで働いても、厚生年金の加入期間は通算して十四年、国民（基礎）年金の加入期間は、六〇歳までで一九年にしかない。国民（基礎）年金を納める期間が二五年に満たず、カラ期間制度（夫が厚生年金に加入していた場合に限り、一九八六年以前の時期も国民年金に加入していたものとみなして年金の受給資格を与えようという制度）を使って受給資格を得ても、年金受給額には反映されず、満額受給することはできない。厚生年金は六〇歳から受給できるが、働いた期間も短し、給料の額も低いことを考えると、老後の安定した生活を望むことは難しい。ここ十一年働いた給料の額は少ないし、厚生年金、老齢基礎年金が一体どれくらいの額になるのか不安」という。

現在の年金制度では、「女性が男性と同じように働くという前提で作られていない」「家計の中心は男性であるという考えに基づいた制度である」といえる。

サラリーマンの妻の場合に限れば、一種の扶養手当である加給年金が支給されることによって、通算

で二〇年間働めた女性に比べてそれより短い期間しか働めてない女性の年金額が多くなってしまっていることがある。

政府は、「少子高齢化の急激な進展により、三・六人の現役世代が一人の高齢者を支える現在の年金制度……」というような表現をしているが、実は、保険料を払っている人が、払わない人（六〇歳以上の高齢者、二〇歳未満の子ども、被扶養の妻・夫）を支えるといったほうが、よりの確な表現と思う。

社会保障の負担の中で、健康保険も年金も介護保険もどんびり勘定で、他人が納めてくれた保険で、後に国民年金を受け取る人と、一方、会社で汗して働いて、収めた人が受け取るときの年金の額が、納めない妻のそれと変わらないということ。あるいは、納めない妻のほうで夫や家族への貢献が認められ、高額年金を受け取ることもある。そんな矛盾した社会制度のもとで、老後をお互いに地域で支え合うことが必要になったとき、果たしてスムーズに心が通じあい、好ましいコミュニティの生活が保障されるであろうか。

個人ではどうしようもない年金制度。その見直しするとき、現在の制度の中で生涯独身を通し、社会に貢献した女性たちに対し、「子どもを産まない人の老後は、社会に迷惑」とばかりに誹謗の対象とする各種の言動など、もつての外である。むしろ結婚の有無、子のあるなしに関わらず、社会の一員として公平な年金制度のもとに暮らせるよう改善されることを切望するものである。

ご自分の研究や作品を本になさいませんか

ベテラン編集者がお話を承ります

TEL 03・33354・3941 FAX9014 メール XLV05467@nifty.com

1960年創業

BOC出版

「自由」は生きるパワー

——「産まなかつた女の弁」——

森 崎 民 子

正直に生きて

私は今、五八歳。十八歳で進学のため親元を離れて以来、卒業後も帰郷せずに福岡でひとり暮らしです（四年半前からは失業中の弟といっしょに住んでいます）。

この間に職場を四つ転々しましたが、二二歳の七月から三六年間、厚生年金は途切れることなく「幸いにも」払い続けています。もちろん税金も収入に応じて男性と同様に納めています。性別に関わらず働いてきた自負は、私の人生の強みだと思えます。残念なのは、働きに比例しない収入の差のみ。まじめにしっかりと働いてきたのだから、老後はアクセクしたくないものだと密やかに望んでいました。が、「長生きは敵」とでも言いたげな自民党政権。それどころか、「負の遺産」だけを国民に回すなど許せません。「私が納めた税金はささやかであれ、みんなの幸せのために使ってもらわないと困ります」と、声を大にして物申したい気分です。

同性の痛みとつら

以下は、三年近く前の『あいら』263号の『この判決を許せませうか 住友電工裁判に怒る！』の裁判支援のために提出した陳述書です。一部加筆しましたが、今回の「産まない女の力」にも相通じるところがあるので、再録します。

陳述書

私は昭和二〇年（一九四五）生まれで、昭和四三年（一九六八）に大学を卒業しました。姉たち二人も就職（教職）していましたが、家は自営業（商店）でしたので、働くのは当たり前と思っていました。高校三年時の大学進学に際しては、国立の教育学部も受かっていましたが、四年先に気持ちはどう変わるかわからないので、公立大学の文学部に決めました。

大学時代は始まったばかりの献血運動に夢中になり、献血思想の普及に明け暮れるなど、他大学の学生もいっしょに男女を問わず真剣に活動を続けました。その間は男女不平等など感じることはありませんでしたが、こと就職活動では四年制大卒女子の求人はいまや少なく、就職先が決まらないまま卒業しました。小さいときから二二歳まで「女だからと制限される」ことがなく育っていた私は、驚き嘆くことばかりでした。

七月に臨職で新聞社の資料部に入社しました。高卒も大卒も同じ時間給の臨職では暮らせなかったのが仕送りをしてもらっていましたが、そのうちに社員への道も開けるだろうと甘い考えをもっていたのは事実です。しかし、「大卒女子を採用することはない」は本当だとわかり、困っていたとき、

幸いに恩師の紹介で教科書会社を受けました。支社での採用試験、役員面接のとき「編集部がつくった教科書は、風呂敷に包んで担いででも売りに行く」と強気の発言をしたそうで（記憶はないのですが、そのことばが気に入られたようで）運良く中途採用になりました。「君の働き如何では、大卒女子の定期採用も考える」と言われて、私はがむしやりに働きました。そのころ一人だけ大学の先輩で二〇歳年長の女性営業社員がいましたが、同業他社には営業の女性はいませんでした。そういうこともあって、訪問先の先生方からもかわいがられ、男性社員を抜く営業成績をあげたりしました。

仕事はおもしろく、年に一度大阪で開かれる営業研修も男性営業と同じように受けていたのですが、昼休みに開かれる組合の話し合いには呼ばれることはなく、それは私の身分が社員ではなくて嘱託だからだと気づきました。採用時にはその説明はなかったと思います。組合の話し合いの時は除け者扱いされているようでさびしい気持ちでした。給料に差があつたのかどうか知りませんが、毎日請求する営業の日当は同じだったと思います。

私の好成績が影響したためだけではないでしょうが、翌年・翌々年と、続けて大卒女子が複数入社しました。当時の業界（教科書会社）で営業に女性がいたのはこの会社だけで、先見の明があつたのでしょう。しかし、後輩の彼女たちも身分は嘱託だつたと思います。正社員ではなくても営業で外回りをすることは私の性に合っていましたし、自分では「バリバリ」と自負していましたので夜の十時近い帰社でも苦にはならなかつたのですが、この会社にいた先輩に誘われて共同で出版社を始めることになり、三年ほどで退職しました。父は反対しましたが、おそらく共同経営という宮仕えでない仕事に惹かれた若さだつたのかもしれない。

二二、三歳のころは仕事がおもしろくて、今考えると身分に対して私の意識が低かつたのでしよう。

しかし、採用時に「囑託ですがよろしいですか？」と念を押されたとしても、おそらく就職できるお金が増えることで、二つ返事をしていたことでしょう。もし、ずっとこの教科書会社で働き続けていたとしたら、能力ではなくて性別による身分の差に長年いやな思いをして不満を抱き、住友電工の原告の方たちと同じ道をたどっていたかもしれせん。

私はこのあと、ゼロから始めた出版社でも夜中過ぎまで働きましたが、意見の衝突があり五年で見切りをつけました。そのあと二九歳（石油ショックの昭和四九年）から地元の中小企業に勤めています。勤続二五年になりました。ここでも入社当時は社長の右腕の常務以外では大卒女子は私一人でしたが、大事にされたため働き続けています。給料は高くはないけれどそれなりに評価されているようですし、仕事に対する自信が支えです。「君が男だったら」と言われたりもしましたが、このことは男女差別を認めるがゆえのことばにほかありません。でも、私は「女でよかった」と思っています。

二二歳で社会に出たころは、「モーレツ」が流行語でした。世の男性に負けないくらい私もモーレツ社員でした。「にっこに笑っていたのでは、働き続けられないよ」と教科書会社の先輩女性から諭されましたが、おそらくその当時の彼女は男性の一二〇%以上の働きをしていたのでしょう。

時代が進み、日本人はエコノミックアニマルだと非難され、過労死が問題になりました。出世が人生の目的ではないと思うので、仕事も割り切るように努めています。昨今の不景気で中小企業のお金が社も火の車です。社長から発破をかけられ、部長からも次々の指示課題が出されます。生き延びようがんばるのは男性も女性も同じです。能力主義が導入されてきたことや人事査定する部長クラスも三〇年前より若返っていますので、これからは女性も働きやすくなるでしょうが、これまで不利益を蒙った人にはプラス・マイナス〇ゼロにするのが本当だと思います。その意味で今回の住友電工判

決には納得できません。(平成十三年一月十日)

この稿は「産まない女の力」がテーマだったのですが、残念ながらそのテーマで論を進めることはできませんでした。なぜなら、私自身が「産む」「産まない」を人生の選択肢に加えなかったからです。どちらかといえば「女」を意識せず、仕事を辞めたいとも思わずに張り切って最近まで生きてきたように思います。「わがままね」と誹られようと「好きに生きたい」が優先事項でしたし、おそらく、これからの人生もその線上を歩くことでしょう。一番自分を大切にしたい生き方だと胸を張っているのです、私は。

高齢者こそ、輝きの成熟期

最後に、避けては通れない老後について私見を。

自分で身の回りのことがやれて生活ができる間は、たとえ貧乏であっても誰に遠慮もなく笑顔で暮らしたいと思っていますが、百歳近くになったら他人様の手助けが必要になってくるかもしれないですね。その時、堂々と「面倒をおかけしますが、よろしくお世話を頼みます」と、ポンと明るく頭を下げられるかどうか。独り身を通してきた私としては覚悟のしどころかもしれないし、しかし、たとえ親であったとしても子が面倒を見てくれるとは限らないし、子にもまたその義務はないでしょう。あるのは、日本のこれまでの慣習的精神束縛。私は遠慮しないことにします。

病気で倒れて身体が不自由になった友人はこう言います。「頼りにしているのだから、身体に気を

つけてよね」と。近くにいってもそうそう遊びに出かけられず、ぼつかり時間が空いたとき、思い出しては出かけているだけの、友人としてはなさけない私ですが、喜ばれ感謝されるのは、おつりがくるほどの対価ともいえます。

〈あごろ九州〉の例会の帰り道、降り出した雨に「タクシーを拾うからご一緒に」と、誘われたことがあります。「定期券（通勤の）があるのでバスにします」と断りましたが、私の頭の中は「タクシーは老後のために」という計算でした。若い世代を別にすれば、「老後のために」の一句は呪文の如きものかもしれません。身の丈に応じたささやかな生活。「他人様に迷惑をかけない」を信条に、まじめに生きてきた大多数の高齢者をどうして鞭打つような政策をとるのでしよう、現政権は。老後の年金をこれ以上減額されたのでは、額に汗して働いてきた甲斐がないというものです。生活費をやりくり算段するのと同様、国家予算も、必要以上の膨大な防衛費等は切りつめて福祉に回すなど、まだまだ税金の使途は考え抜いてしかるべきです。

「これからの高齢化社会」と口にするとき、マイナスイメージで語られることが多いようですが、人生経験が豊かな高齢者こそ輝きの円熟期と考えます。金や力では計れないパワーを持っているはず。悠久の宇宙に比べると、ひとの営みは砂のようなものかもしれません。しかし、そこには人生の喜怒哀楽が織り込まれて煌めいています。小さく語るもよし、世間に訴えるもよし。言いたいことは遠慮せずに伝えましょう。勇気を持つとはそういうことだと思っています。そして、今はの際に、「私の人生楽しかった！」と、微笑めるような老後を見ている定年前です。

この稿を〈あごろ〉で泣いたり笑ったりした「産まなかった女」の中間報告とします。

厳しさを増す母子家庭

——母子福祉政策の転換について——

山下 はるみ

《児童扶養手当とは》

母子福祉政策の中心は児童扶養手当である。児童扶養手当法によると「父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る」とされている。しかし、離婚の急増を理由に平成十五年四月「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律」で、自立を促進する方向へと大きく軸足を移している。

《現状無視の手当の削減》

政令により平成十四年八月から手当額が削減されている。

一 全額支給（月四万二三七〇円）の年収の上限が、二〇四万八〇〇〇円未満から一三〇万円未満（子ども一人の場合）に引き下げられ、一律、二万八三五〇円だった一部支給は、年収が一万円上がることになり、手当が二〇〇〇円程度細かく減額されるようになった。

二 母が受け取った養育費の八割を母の収入に算入する。

三 所得から控除されていた寡婦控除二七万円がなくなった。

控除がなくなり、収入とみなされるものが増えたのだから、それだけ収入算定額が嵩上げされる。

約七一万世帯の受給世帯のうち三三万世帯の手当が減額されることになった。例えば年収二〇〇万円の家庭で毎月約一万円の手当減額の比重は大きい。

そして平成十五年四月の児童扶養手当法改正で、次のような条文が加えられた。

一 自ら進んで自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めるよう「第二条二」趣旨に追加され、

二 正当な理由なく求職活動その他自立を図るための活動をしなかったら手当の全部又は一部を支給しないことができる（第十四条四）と懲罰的な要素まで加わった。

三 受給から五年経過したら一部を支給しない。ただし、支給しない額は二分の一を超えない（第十三条一）としている。

「もつと頑張れ、五年くらいで自立しなさい」ということが法の中に書き込まれた。法案が出されていた頃から当事者の間で、一番問題になったのが、この「五年後二分の一カット」の部分である。平均年収二二九万円（平成十年全国母子世帯等調査）の母子家庭にとって、手当があつてやっと生活できているのが実態である。五年後、子どもは成長して教育費の支出は増え、母親の年齢は上がっている。八五％が

働いているが、臨時・パートタイムなど低賃金で不安定な雇用が増えている（同調査）。それでもカットという根拠は何なのか。

その代わり「きめ細かな福祉サービスの展開」として①子育てや生活支援 ②就業支援 ③養育費の確保 ④経済的支援・貸付金の拡大などが法改正で打ち出された。しかしそれには次のような問題点がある。

《今後の課題》

国の基本方針が打ち出され、就労支援策としてあげられているのは、自立支援教育訓練給付金（職業能力の開発のための講座を受講した場合の受講料の補助）、母子家庭高等技能訓練促進費（介護福祉士など就職に有利な資格取得を行う場合の三年目の生活費支援）などである。しかし肝心の実施主体である地方自治体が、自立促進計画を策定し、予算化しなければ施策とはならない。地方自治体の取組む姿勢や、財政状況による優先順位で格差が生まれてくる。NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ（東京）では一二〇の自治体でアンケートを実施したので、現時点の取り組み状況が明らかになるだろう。また福岡では署名をつけて福岡市議会に請願を提出したところだ。

一方養育費の確保については、七月、担保執行法が変わり、養育費が支払われない場合強制執行をするということになり、将来分の養育費についても父親の給料などから天引きできるようになった。来年には、滞納した場合は制裁金を課す法改正もなされるようである。平成十年調査で養育費の取決めをしてい

る世帯は三五・一％、現在も受け取っている世帯は二〇・八％となっている。しかし取決めをしていない世帯の「相手に支払う意思や能力がない」(六一・一％)、「取決め交渉をしたがまとまらなかった」(一一・三％)というケースも多いのが現実である。

元来母子家庭の収入が低いのは、女性労働全般に現存する男女の賃金格差、M字型を示す非正規雇用化などの上に、子どもがいることで職業の選択肢が狭まっていることなどがある。それでも私たちの会(旧 児童扶養手当の切り捨てを許さない福岡の会/現しんぐるまざあず・ふぉーらむ福岡)が発足した一九八四年ころの会員は、中小企業の正社員事務職が多く、収入も僅かだが増えていた。その子どもたちは二〇代半ばになり、寂しい思いをしたかもしれないが遅く成長してきた。子育てを終えた私たちには充実感がある。子育ての過程で児童扶養手当が果たしてきた役割は大きい。

今ハローワークで正社員の募集は少なく、パート社員さえ年齢で採用が難しいという。また資格をとっても、必ずしも安定した職に就けるとも思えない。若年から中高齢まで就職難が社会問題になっていることは厚生労働省もよくわかつているはずだ。このような個人の努力や意思を超えた構造的な問題が解決されなければ、自立への道は遠い。保育所の優先入所、公営住宅への優先入居、公的機関への雇入れの促進など、具体的に自立につながる母子福祉政策がなされるよう当事者が声を上げて行くことだと思う。五年後、七八万世帯(平成十五年三月現在の受給者)が更に厳しい状況に追いこまれるのではないかと懸念される。いま一度、冒頭の法の目的に立ち戻り、子どもたちが育つ家庭が温かいよう、ひとり親の子育てを社会が支援するシステムを求めたい。

(NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡)

声をあげ続けること

藤井千佐子

(西日本新聞 記者)

与党が安定多数を獲得して衆院選が終わった。いよいよ年末に向け年金制度改革が本格化する。厚生労働省を担当して一年半、最大の取材テーマは二〇〇四年に向けた年金制度改革だった。衆院選でも大きな争点になり、年内には年金制度改革の厚生労働省案、政府案がまとまる予定だ。どのような改革案になるかは今の時点では不透明だが、この間の論議の経緯を見てきて、年金制度は今の日本社会に置かれた女性の立場を如実に象徴していることを実感した。例えば、専業主婦優遇が指摘される第三号被保険者を減らすため、パート労働者への厚生年金適用拡大がテーマになったとき、企業サイドは「保険料負担が増え経営悪化が懸念される」と猛反発した。保険料を払えば手取り収入が減るというパート労働者自身の警戒感もあるが、保険料負担のない安い労働力を確保したいという企業の思惑が透ける。離婚時に年金を分割する問題が出てきたときには、自民党の一部から「高齢者の離婚を促進する」との異論が出された。「離婚するのはけしからん」という意識は、「家族の一体感が損なわれ社会崩壊を助長しかねない」と夫婦別姓制度の導入をかたく拒絶する人たちの意識と通底するものを感じる。

だからこそ女性が望む年金制度にするには、女性自らが声を上げ続けることが大事だと思う。それはこれまで多くの先輩女性たちによって実証済みだ。賃金や採用・昇進の差別、男女別定年制など、女性差別に対して「ノー」の声を上げ、裁判を戦い、不当性を明らかにしていき、法整備などにつなげていった。

一九九二年四月一六日、福岡地裁で日本初の本格的なセクシユアルハラスメント裁判の判決が言い渡され、原告女性が全面勝訴した。判決は、性的な脅かしや嫌がらせが女性労働者の人格権と労働権を侵害する不法なものであり、会社も使用者として責任を負うべきだとして、女性の譲歩や犠牲の上で職場環境を調整するのは不法であると指摘した。私自身、新聞記者の原点にもなった事件だ。取材を通して性的被害の根深さ、表に出ない事件の多さを目の当たりにした。一方で、原告女性の痛みを自分の問題としてとらえ、原告を支え、社会に訴えようという女性の多いことも知った。記者として迷いが出たとき、自信を失

いかけたとき、難しい裁判を支援する女性たちの行動力に勇気づけられたことが何度もあつた。勝訴判決から七年後の一九九九年施行の改正男女雇用機会均等法に、不十分な内容とはいえ、セクハラに対する雇用管理上の配慮が盛り込まれた。

とはいつても女性を取り巻く環境が好転しているとはいえない。最近もコース別人事制度をめぐる兼松の女性社員らの訴えが棄却された。法整備が十分とはいえず、性暴力も後を絶たない。ある時、電車の中で、痴漢を働いたらしい男を若い女性が激しく糾弾している現場に遭遇した。「何、見せてんだよ」「そんなことやっていいのか」「そんなことされると電車に乗れなくなる人もいるんだよ。そこまで分かつてやつていいのか」と。そのストレートな怒りは、痴漢行為の被害がどれほど女性に大きな傷を与えるかを満員電車の乗客に雄弁に伝えた。女性の譲歩や我慢、犠牲の上に成り立つ制度や仕組み、社会のありようは不健全だということを、女性自らが社会に対して暴いていかなければ、この社会は変わらない。それは年金改革でも同じだろう。

選挙公示間近に控えた十月末、都内で市民団体が開いた年金シンポジウムには各党から議員も出席して（自民党は欠席）各党のマニフェストを説明したり、疑問に答えていた。しかし各党とも、女性と年金について明確なビジョンなり、ただちに実現可能と思われる提言は聞けなかつた。私自身、女性と年金問題にどれほどこだわつて書き続けたのかと自問すると、はなはだ心もとない。負担と給付、基礎年金の国庫負担引き上げの財源はどうなるか、年金積立金の運用は、国民年金の未納問題は……。制度改革全体の山積する問題に迫られたと自戒している。女性全員の老後に関係する年金問題。高齢単身女性の経済状況が厳しいという調査結果も出ている。厚生労働省の「女性と年金検討会」がまとめた報告書は「女性自身の貢献が生きる年金制度」をうたつた。女性の年金問題は次期制度改革ですべて解決はできないであろう。この改革を機に、女性自らの手で女性が望む年金の将来像を描く必要があると思う。

会と催し

政治家の女性差別意識を問う福岡集会

この発端は、二〇〇三年六月二六日、鹿児島市内で開催された〈全日本私立幼稚園連合会〉の討論会にある。「なぜ子どもを産まなくなったのか」という話の流れの中で、

司会者田原総一郎氏が母校の早稲田大学生による集団レイプ事件を取り上げた際、パネリストの一人だった自民党の太田誠一氏が「集団レイプする人はまだ元気があからしい。正常に近いんじゃないか」と発言したのである。頻発する女性差別発言の一つとして全国ニュースになったので、ご存知の方も多いだろう。

太田誠一氏は、福岡三区が選挙区である。地元女性たちが黙って見過ごすわけがない。(あごろ九州)が加入している(福岡女性団体交流会)をはじめ(くるーぶN〇セクシヤル・ハラスメント)〈NPO法人福岡ジェンダー研究会〉などが、さっそく抗議文を出した。もちろん、男女を問わ

ず、全国から抗議の声があがった。

それから三か月、「解散選挙」がマスコミで取り沙汰されるようになったものの、選挙の切り口として女性差別発言が取り上げられることはなかった。太田誠一氏の地元福岡でさえ新聞紙面にも出なかった。

一方、それぞれの団体は、フェミニズムへのバックラッシュのなか、本来の活動テーマで多忙を極め、何らかのアクションを起こすにはいたらなかった。

実は、我が家から五分のところに太田誠一後援会事務所がある。福岡三区の住人としてこのまま選挙を迎えるわけにはいかない。まさに、私の民度が問われていると思った。

九月一五日、「政治家の女性差別意識を問う福岡集会」実行委員会を二名で始めた。政治家を選ぶ際の重要な判断材料として「女性差別意識」問題を位置付けることが目的である。一週間後、賛同人は一二〇人になっていた。内心^{じくじ}忸怩たる思いの人が大勢いることのあらわれだと思った。

集会は一〇月五日に福岡西市民センター(もちろん福岡

三区(内)で開催、その日までに賛同人は二〇〇人を超えていた。新聞には、「落選運動」として紹介された。もちろんその意味もあったが、単なる太田誠一批判大会にはしたくなかった。福田官房長官の「男は黒豹」発言、森前首相の「子どもを産まない女性に福祉はいらない」発言、それを「言論の自由」と擁護した小泉総理発言などなど、問題発言は枚挙に暇がない。「政治家の女性差別意識を問う」というタイトルどおり、選挙時期だからこそ、差別問題を政治と社会の両面から考え、次の行動へ結びつけるものにしたかった。

前半一時間、大阪大学助教授(社会学・女性学)の牟田和恵さんの講演を聴いた。牟田さんは、十数年前の「福岡セクシヤル・ハラスメント裁判」支援の会のメンバーとして福岡にはなじみが深く、現在は(キャンパス・セクシユアル・ハラスメント全国ネットワーク)関西ブロック世話人もしている。

政治家の女性差別発言は今に始まったことではなく、以前から広く深く蔓延している実態を実例で明らかにし、その問題点を三つ指摘した。

一つには、発言した政治家の意識もさることながら、その発言に対して何も言わないまわりの議員たちの意識こそ

問題なのに、そのことを誰からも非難されない現実がある。国会は男女共同参画を標榜しながら、女性差別意識の巢窟と言えるのではないか。

二つめは、世論構成に多大な影響力を持つマスコミの取り上げ方にある。女性差別発言をいわゆる色物扱いにし、人権問題として真摯に正面から取り上げようとしない。

三つめに、国民は本当に怒っているのだろうか疑問を投げかけた。個人の尊厳を守るという理念(実行を言っているのではない)、民主主義は、浸透しているのだろうか。人が育つ過程で人権教育がほとんどなされていない日本では、「まず自分の尊厳を大切にする」という意思さえ充分育っていないことを指摘された。

これらの問題は、また政治と連結している。政治に対して最も直接の意思表示ができる選挙行動の重要性を改めて認識させられた。

後半は、(あこら九州)のメンバー、性暴力被害者のサポートをしている人、保守層も含めた女性ネットワークのリーダーなどから、現実と政治家の認識のギャップや、今後の取り組みについて提言が続出した。

集会の最後に、翌日曜日の一〇月一二日に街頭行動の提

案がなされ、福岡三区の繁華街で、街頭アピールとピラ配りを行なった。また、その日と前後して「いらんばい！女性差別議員」と銘打ったチラシ二万枚の戸別配布を行なった。

(三好久美子)

「国連から見た日本の男女平等」

女性差別撤廃委員会のリアルタイムレポート

国連・女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 委員のショックプリリングさんの講演会が、二〇〇三年一月一日、福岡市女性センター・アミカスの主催 (協力：ワーキング・ウイメンズ・ウオイス) で行われ、平日の夜にかかわらず約二〇〇名が参加した。この講演会は大阪と、東京でも開催され、一〇月八日付の日経新聞夕刊でショックプリリングさんのインタビュー記事が大きく掲載されていたので、彼女らの日本女性への貢献についてご覧になった方も多いと思う。CEDAWは女性差別撤廃条約の締約国の状況をチェックする役割を担い、締約国は四年毎に国内の状況を報告する義務がある。日本政府が出した第四次・第五次のレポートをCEDAWが、実に九年ぶりに審査したのである。

ニューヨークの国連本部で行われた七月八日の審議では、政府代表として坂東眞理子内閣府男女共同参画局長 (当時) が委員たちからの質問に答えている。今回、日本のNGO四七団体で組織する (日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク (JNNC)) は、政府レポートに対する「NGOレポート」を一括作成して英訳して国連に提出するなどの準備活動を経て、そのなかの十六団体 (五七人) が意見表明と審議傍聴のためにニューヨークに飛んだ。審議の前日、七月七日にはCEDAWの全委員二三名のうち十一名 (議長、副議長も含む) が参加したランチタイム・ブリーフィングが行われ、十二のNGOがそれぞれの意見を述べ、委員からの質問に答えるという機会が設けられ、白熱した質疑応答が行われたという。

講演会では、最初にそのJNNCが作製したビデオの一部を上映しながら、福岡大学教授の林弘子さんより、CEDAWとはどういうものか、どういう人が委員になっているのか、また今回、NGOが前例のない大きな役割を果たしたと、国連でのCEDAWの審議と日本政府代表の答弁の様子など、映像を見ながら文字どおりリアルタイムの解説があった。

シヨップ・シリリングさんの講演では、まず締約国には「女性の権利の尊重と保護、差別禁止の義務」があること、CEDAWでは条約の中でも第十九条（暴力）、第二十一条（婚姻および家庭生活における平等）、第二十三条（公および政治生活における平等）、第二十四条（健康）を重要視していることが話された。また、NGOの役割として重要なことは、「見張り役」機能、政府レポートに対するシャドーレポートを今回のJNNCのように委員会に提出すること、オプザーバーとして参加して政府の対応を見てロビー活動をするなどであることを指摘され、最後に、選択議定書の批准と間接差別の問題を話された。

選択議定書は、女性差別撤廃条約に定められたいずれかの権利が侵害されたと主張するものが、個人または集団（本人の代理でも可）で直接CEDAWに申し立てをできること（個人通報制度）、女性の人権の重大または組織的侵害を示唆する信頼できる情報を受理した場合には、調査もできることなどを定めており、現在女性差別撤廃条約を批准した一七四か国のうち五六か国（九月現在）が批准している。

申し立てには、原則として利用し得るすべての国内的な

救済措置が尽くされることなど厳格な条件があるが、日本では「司法の独立を侵すもの」という考えが強く批准していない。シヨップ・シリリングさんは、申し立てに対するCEDAWの意見や勧告には法的拘束力はないけれど、司法に対する女性差別撤廃条約への理解を深めることができるものであり、選択議定書を締約国への脅威ではなく、条約実施のための支援と考えるべきであると強調された。

また間接差別については、新聞報道にもあるとおり各国の事例を挙げながら、総合職と一般職の「コース別雇用管理」や、男性がほとんどを占めるフルタイム正規雇用に対して、圧倒的に女性雇用者が多い「パート労働」のことで、何が該当する可能性が大きいと指摘された。勧告にもあるとおり、日本でも雇用機会均等法などの労働関係の法律だけでなく、民法などの一般法も含めて「何が間接差別にあたるか」をきっちり定義する必要があると言われた。

日本政府は、CEDAW、国際人権委員会やILOからの数かずの勧告をこれまでほとんど無視してきた。また、裁判でも女性差別撤廃条約を直接適用したケースはない。さらに政府は、男女雇用機会均等法とその指針の中でコース別雇用管理を合法と認めているが、男女雇用機会均等法

の英訳は出しても、その指針は英訳されていない。したがってCEDAWは、住友裁判を支える（ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク）からの英文の報告に基づいて質問と勧告を出さざるをえなかった。国際社会における日本の情報公開は、未だ十分ではないようだ。

わたしたちは、シヨップ・シリリングさんが言われるように、NGOの重要な役目として政府の対応をよく監視し、行動を促すようロビー活動を継続的に行う必要があることを痛感した。地方にあつても、ITなどを利用しながらネットワークを生かして国際的な活動に参加していきたいという思いをさらに強くした講演会であった。（石原豊子）

* CEDAW : Committee on the Elimination against Women

* JNNC : Japan NGO Network for CEDAW

Ｔ・Ｋ生の時代について

—東アジアの平和と共存への道—

一九七三年五月から一九九三年三月まで雑誌『世界』に連載された「韓国からの通信」は、軍政下の韓国における

人権弾圧の過酷な状況を広く知らしめ、大反響を呼んだが、この記事の筆者「Ｔ・Ｋ生」の正体は不明だった。今年八月、韓国翰林（ハルリム）大学翰林科学院日本学研究所長である池明鏡（チ・ミヨンガン）先生が、自身が「Ｔ・Ｋ生」であったと公表。十月二日に日本教育会館で行われた講演会（主催・講演会実行委員会）は、軍政下で「韓国の良心」として発信を続けた池先生の体験と、今日における東アジアの平和の問題とを重ね合わせた貴重な証言の場となった。

一九二四年に朝鮮半島北部の平安北道に生まれた池先生は、朝鮮戦争後ソウル大学で宗教哲学を専攻し、大学教授、月刊『思想界』主幹などを歴任した。軍政下では民主化運動のリーダーの一人だったが、身に危険が迫り米国留学を経て一九七二年に来日した。東京大学大学院での研究の傍ら、雑誌『世界』の安江良介編集長に勧められて書き始めたのが「韓国からの通信」である。「この通信が、実は私がみな日本で書いたもの。主にキリスト教関係者や投獄されている人びとの家族が、危険を冒して情報を提供してくれた」と、池先生は当時を振り返る。「韓国からの通信」は送られてくる情報を池先生がまとめ、それを『世界』で発表

するといふ国際的な「共同プロジェクト」だった。(金大中を救う会)の影の指導者でもあった池先生は、『世界』が韓国の民主化闘争に果たした役割を高く評価する。

韓国が文民政権樹立後の一九九三年に帰国し、金大中政権の時期は政権を支える重要な役割を果たした池先生は、「民主化闘争の歴史的経験が韓国の次の世代に継承されていない」と警告。今の盧政権のあり方にも疑問を呈し「韓国はすでに世界で一七番目の大国になっているが、盧大統領はそこを見間違えている。もはや韓国はカリスマ性をもつ大統領に動かされる社会ではない」と語った。

その一方、北朝鮮には、今年三月に会議で訪れた際「北の出身である私が彼らと一言も本音で語り合えない」という絶望感を持ち、「政体の大変化がない限り、北の存続は難しいだろう」「韓国は敵ではなく同胞として、北に向けた言語を持たなければならない」と提言、今は「政治よりは市民の成長・交流に平和を託したいと願っている」と語った。

その一方で、「日本国民は『政治を変えることは国民にはできない』と諦めているように見える。このままでは日本が『軍政下』になるのではないか」と危惧されたのが印象的だった。

(あ)

新沖繩フォーラム

けーし風 第四〇号

特集 いま、一九五〇年代後半を読み直す

特集にあたって(屋嘉比収)／五〇年代後半から何を学ぶか(新崎盛暉・悠)／辺野古が接収されたとき(土江真樹子)／双頭のブルドグ(奥石正)／ハインタビニー／一九五〇年代のコザ(幸喜良秀・比屋根照夫・聞き手・屋嘉比収)／一九五〇年代後半、女たちの闘い(由井晶子)／五〇年代後期の沖繩社会(森口聡)／いま語る言葉を探して(我那覇聖)／八座談会⑤「烽火文学」五〇年(新川明・豊川肇)・中里友家、聞き手・岡本恵徳・屋嘉比収・新城郁夫)／座談会を対する応答(上地晶子・親川夏希・村上陽子・奥古田都・本橋順一)／シマダより 与那国／石垣／宮古／島尻／那覇／中頭／山原／関西／関東

●北の風・南の風 「沈黙という共謀」による罪——安里英子／私の「運動」——宮内秋緒／二風ダム、その後——竹内渉／ドミニカン移民研究の横断——阿部小涼／「グロバライゼーション」と暴力／国際会議——岩佐将志俊

●沖縄・いま 西表島リゾート開発差止訴訟——／沖縄からの現代出稼ぎ事情——丹野清人／第二回先住民族作業部会——当真嗣清／沖縄でパレスチナを考える——土井智義／似感(三五)——岡本恵徳

●金曜集会の現場から⑥(石橋麗)

●佐喜真美術館だより(佐喜真道夫)

●沖繩環境ネットワークだより⑧(内海正三)

●強口冷口(高良勉)／沖縄の三ヵ月(森田泰弘)

●読者の集い 那覇・関東・編集後記

■定期購読の申込みは、はがきかFAXでお願います。こちらから郵便振替用紙をお送りしますので、ご希望の方は、年間四号分(二千円)または二年間八号分(四千円)をご送金下さい。

*バック・ナンバーあり。

★発行所

〒901-0075 那覇市市場五二二 ワタリアアパート一〇六号

【定&販】(〇九八) 八三二—八四八四

E-mail: netwind@adsl.pfal.or.jp

私が見た〈カベ〉3

永井徹男

「オイ、兄ちゃん。茶でも飲まんかね？」

またお茶ですか？ まあ、話を聞くのにちようどいいか……。

声のする方へ歩いていくと、四、五人のパレスチナ人とロバと鶏が、一つ屋根の下で休んでいるところだった。

「畑仕事の合間ですか？」

「オウ、畑の野菜を採ったところよ」

と、採れたばかりという野菜を見せてくれた。

台の上に転がっているのは、色は深い紺色で、大きさは中型のスイカかバレーボールほどもあるうかという巨大な代物。

「コリヤ、いったい何？」と尋ねると、

「茄子だ。日本にはないのか？」

「茄子はあるが、こんな大きいものは見たことがない」

「日本の茄子はどうだ？」

「携帯電話くらい」

と答えると、アハハと一同に笑われてしまった。



路地で出会ったアラブ人の少女

「パレスチナの土は素晴らしい。ここで取れるような大きさや品質の野菜や果物は、他の土地では無理だろう。だからイスラエルが狙うのだ」

「ここは昔からこんなに肥沃だったのか？」

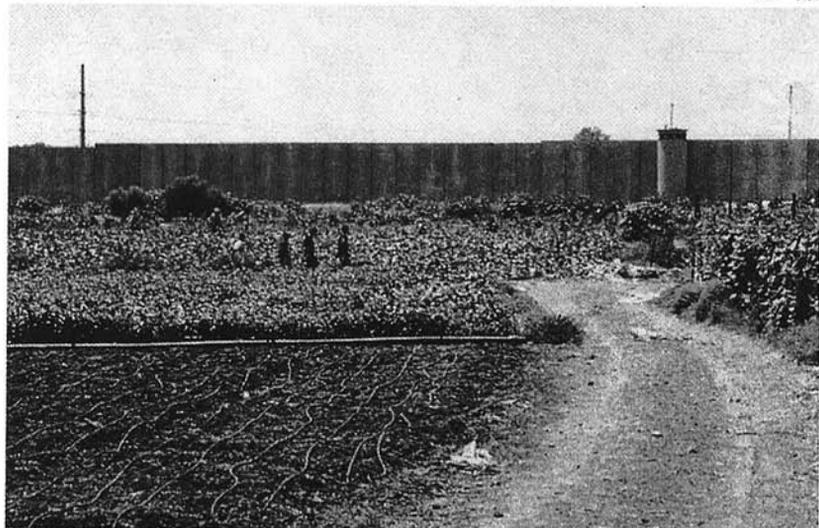
「もちろんだ」

……これでは話が違う。

「パレスチナなんて、人も疎らな砂漠の荒地だったものを、ユダヤ人がキブツなどに入植し、以来ユダヤ人が土地に手を加えて来たからこそ今や砂漠に花が咲き肥沃な土地にもなったのだ」というのがイスラエル年来の宣伝である。ゴルダ・メイヤ元首相などは、この土地にはパレスチナ人など初めから存在していなかったとさえ公言している。

家も水源も奪ったイスラエル

今回のカベの建設に伴い、カベのルート近くにあるパレスチナ人の家を破壊するために、何百という行政命令が発令されて来た。これらの家は建設許可を得ずに建てられたというのである。しかし非合法とされるこれらの建物は、すでに町や村として画定された地域の外にパレスチナ人が家を建てるのを禁止するという



カベにより分断されてしまった畑。水も行き渡り黒々とした肥沃な土地だが

イスラエルの政策の産物である。

この政策はかつて英国の統治領時代にヨルダン川西岸の大部分が農業地帯に分類されていたことを根拠とするものだが、このことから、どちらの言い分が真実か自ずと分かる。つまり英国統治時代から西岸は肥沃な農業地帯だったということだ。

農夫は続けた。「ここは水だつてうまい。水がいいから良い作物が実る。しかしその水も狙われて、カベの向こう側に井戸を取られてしまった」。

カベの建設により第一期工事終了までに、すでに五〇以上の井戸がイスラエル側に接收され、これらの井戸に頼る多くの村は〈カベ〉によって水源を奪われてしまった。現在パレスチナ人が利用できる水は占領地の水資源のわずか一二％に過ぎず、残りはイスラエルの管理下にあるという。

お茶の礼をして彼らと別れると、カルキリヤ到着以来のお茶攻めですっかりお茶っ腹。何か食い物でも腹に入れるとするか、と、通りにあるパン屋でアラブパンを物色する。

アラブパンは薄い丸型のパンでほんのり甘味があり、殊に暖いうちはなかなか美味である。店先に並べてあるのは、一袋六枚入りでニシケル（イスラエルの硬貨にはシケルとアグロットがあり、一シケル＝一〇〇アグロット。米国のドルとセントの



パン屋の旦那の一家。パンの他にも「飲めや食えや」の歓待を受けた

関係に同じ。最小の硬貨は、それぞれ二分の一シユケル硬貨と一〇アグロット硬貨。

一度に六枚も食べられないので、店の奥の旦那に聞いてみた。

「一枚バラ売りだと四〇アグロットくらいか」

「なに！一枚？……金はいいから持つてけ！」

「でもどうして？」

「シユケルじゃないと受け取れないからさ」

「????？」

「おまえの持つてるアグロット硬貨を見てみる。地図が描いてあるだろう？」

確かに地図が浮き彫りになっているが、今のイスラエルとはまったく違う形だ。

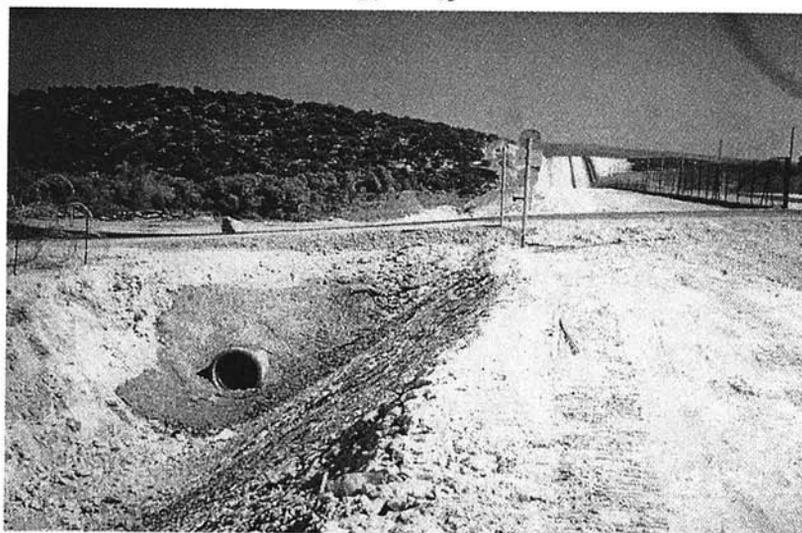
「こりゃ、何の地図？」

「大イスラエルだ」

「大イスラエル？」

「俺たちパレスチナ人を追い出した後にできるはずのイスラエル領土なんだぞうだ。そんなもんを彫った金を受け取れるかい」

「!!!!」



有刺鉄線の内側には車両の進入を防ぐための深さ2.5mの溝

「神がユダヤ人に与え給うた土地」という 大イスラエル主義

現在のシャロン政権はリクード党を基盤にしている。このリクードの思想的源流は大戦前にウラジミル・ジャボチンスキーが率いたシオニズム改訂派である。欧州で全体主義が吹き荒れる中、ヒトラーやムッソリーニにならった「血と土」によるユダヤ民族主義を唱えたのがこのジャボチンスキーだった。

彼の弟子のベギン率いるリクードは、七七年のベギン政権誕生以前から「シナイ半島からチグリス・ユーフラテス河まで」をイスラエル領土とする大イスラエル主義を主張してきた。その典拠はユダヤの神典『創世記』にある。つまりこの地域は神がユダヤ人に与え給うた土地である、というのだ。そのようないわく因縁のある大イスラエルの版図が彫られたアグロット硬貨をパレスチナ人は受け取ろうとしない、ということなのだろう……などと考へながらパン屋の旦那に貰ったアラブパンを齧りつつ、エルサレムに戻るべく町の出入り口の検問所へと向かった。

町の四方は壁に囲まれているが、実は検問所の周辺に建設中のカベはコンクリート製ではなく、金網のフェンスと有刺鉄線などから成っている金網タイプのカベである。むしろこの金網型の力



溝の内側の高さ3mの電動センサー付き金網フェンスが侵入者を感知する

べが普通に目にするタイプで、コンクリートカベはカルキルヤのほかトルカレム近郊やエルサレム周辺などで一部見られるものだ。

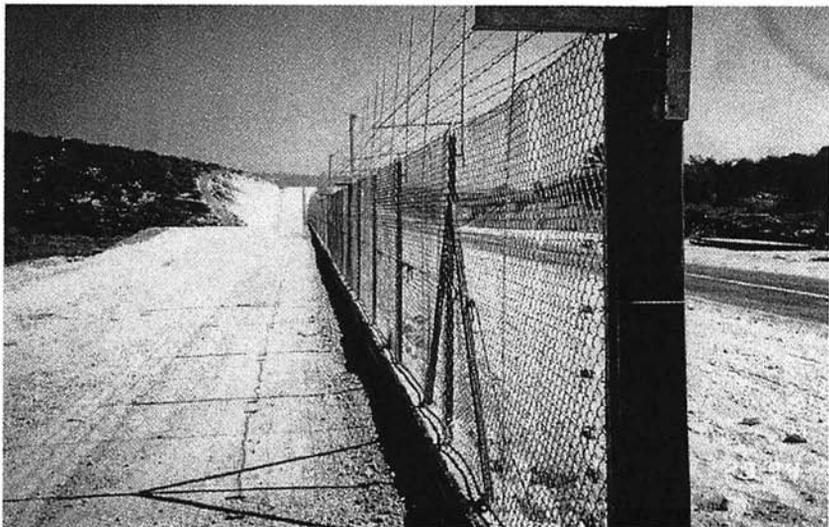
そのときパレスチナの救急車がカルキリヤの町から検問所に到着した。検問の外まで病人を迎えに行くのだろう。手遅れにならずにカルキリヤの病院に運び込めれば良いのだが……。

検問を出て帰りのバスに乗り込むと、ラマラ行きだということになると、帰りのルートは、ラマラで一度降りてから自治区とイスラエルの境のカランダディアへ行き、そこで再び乗り換えてエルサレムに戻ることになる。カルキリヤで出会った人びとや見聞きしたことを思い起こしながら一時間ほどバスに揺られていた頃だろうか。行きの時とは別の場所で再び検問に止められた。パレスチナ人男性は手に身に身分証を持ってわらわらとバスを降りてゆく。私もそれについて降りようとする、バスの運転手に呼び止められた。

「何歳だ？」

私が自分の年齢を言うと、運転手はニヤリと笑って「降りなくていい。座つてろ」と言う。

席に戻ろうとして後部座席を振り返ると、車内に残っているのは老人と女性、それに小さな子どもだけ。子どもでも十代と思し



高さ2mのロール状有刺鉄線に両側をはさまれた金網フェンスと軍用道路

き少年たちは皆外で調べられている。どうやら私はイスラエル側から見ると、テロリスト候補ですらない年寄りということらしい。

しばらく外の男たちの帰りを待つが、後部座席の女性の息子が取り調べで引つ掛かってしまい、なかなか戻ってこない。その足の悪い年老いた母親は、とうとうバスを降りて、息子の留め置かれる検問まで痛む足を引きずって行った。

数人のパレスチナ男性と足の悪い老母を炎天下の検問所にやむなく置き去りにして、バスはラマラに向けて再び走り出した。

アラブ人とユダヤ人の人口競争

ラマラはパレスチナ自治区の首都機能を担っており、自治政府の行政機関やNGO団体などが多数存在する。ラマラに着くと、さつそく囚人やその家族の支援活動をしている人権団体アダミールを訪ねた。

アダミールで活動するアシルさん(23)は、未成年者の逮捕拘禁収監などについて、「場合にもよるのですが、イスラエルは一般に十三歳以上の少年は成人と同じ扱いをするようです。だから数か月、長ければ三年以上も刑務所に入れられる子どもは、十三



カルキリヤの検問所で止められた救急車。奥は工事中金網カベとブルドーザ

歳以上の子が多いのです」と語った。

アシルさんの話を聞くうちに、西岸のある町で耳にした話を思い出した。

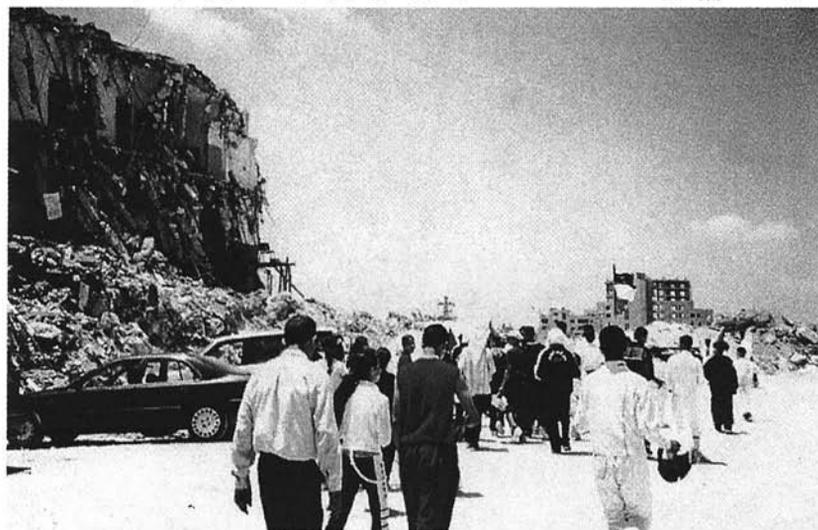
その町や周辺の村の十代の少年たちが過去に何度か大量に逮捕され、イスラエル全土に散らばる収容所や砂漠のテントに送られ、数か月から長い場合には数年も帰って来なかった、という。少年たちの中には収容所で受けた精神的ストレスで、成人となつてからも子種がないままの者もいると言うのだ。

その町のアシユラフ医師（38）は次のように語ってくれた。

「アラブ社会では子づくりの能力は男性の証しでもあるため、子種がないということは男性失格をも意味するのです。そこで子どもができない場合、女性に責めを負わせることが多い。だから事態が表面化しづらいのですが、殊に思春期における逮捕拘禁拷問などのストレスにより子どもをつくれなくなってしまう男性の数は、判っているだけでもかなりの数にのぼるのです」

イスラエル兵がパレスチナの少年を見つけると、しばしば辜丸を蹴るといふ話は、日本でも耳にしていたが、物理的な暴力よりもむしろ精神的暴力により、アラブ人の人口を抑制するといふイスラエルの目的が達せられているのかもしれない。

思えば半世紀にわたる土地をめぐる争いに連動して、より多く



議長府はあたり一面ガレキの山。議長の立て籠もった建物だけが残る

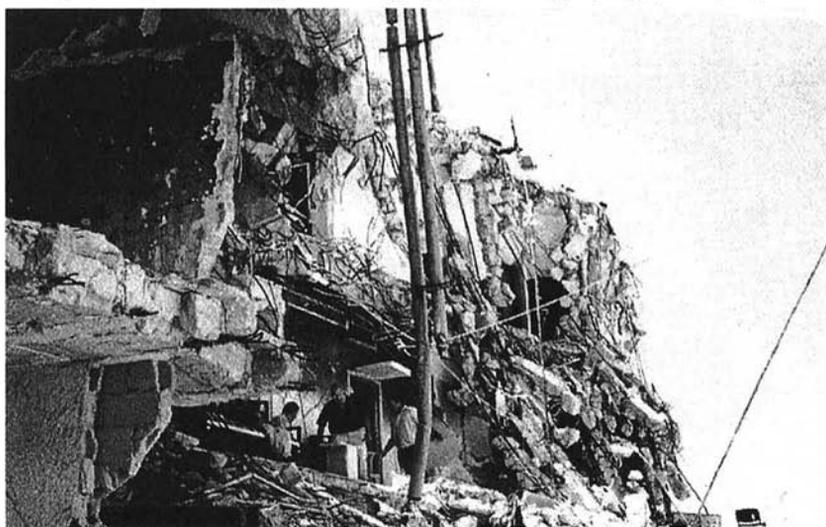
の人口をめぐって熾烈な競争が繰り広げられて来た。七、八人の子どもを平気で生む多産なアラブ人に対し、欧米並みの人数しか生まない親も多いユダヤ人側は、世界中からユダヤ人をパレスチナへ移住させることで対抗しようとして来た。

レーガン・ゴルバチョフの米ソ・デタントの目玉の一つはソ連在住ユダヤ人のイスラエルへの出国問題であったし、またキプツへの参加や兵役義務でさえも在外ユダヤ人のイスラエルへの一体感を高め、移住を勧誘する政策と見る事ができなくもない。

殊にインティファダ以降、治安の悪化を嫌って欧米先進国からの移住者の定着率が悪く、旧ソ連からの大量移民も峠を越した今となつては、経済が崩壊したアルゼンチンやアフリカ諸国、特にエチオピアからの移民に期待をかけざるを得なくなっている。現在のカベの建設も、人口増加率では太刀打ちできないと見たユダヤ人が、アラブ人の混入を防ぎユダヤ人比率を高めるための苦肉の策という見方もできよう。

アシルさんの話ではアダミールの事務所から議長府までそう遠くないとのことなので、昨年の春にアラファト議長がイスラエル軍に取り囲まれ雪隠詰めにされていたラマラの議長府へと向かうことにした。

(次号に続く)



イスラエルの包囲攻撃で廃墟と化した議長府の建物

平成15年度女性情報国際フォーラム

女性情報のグローバルな ネットワークをめざして

—女性情報によるエンパワーメント戦略の展望と提言—

日時

平成15年12月13日(土)~14日(日)

会場

独立行政法人 国立女性教育会館

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728

TEL 0493-62-6711 FAX 0493-62-9034

URL <http://www.nwec.jp>

E-mail rese@nwec.jp

主催

独立行政法人 国立女性教育会館

共催

文部科学省



兼松男女差別訴訟・東京地裁で全面敗訴

職場の男女差別訴訟はこのところ勝訴が相ついでいたが、十一月五日、東京地裁での判決は、「主文―原告らの請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告らの負担とする」の、わずか二〇秒で終わった。

九五年八月、総合商社・兼松株式会社で働く六人の女性（うち二名は退職）が、「コース別人事雇用制度で、女性だけが一般職に廻され、男性より低い賃金に抑えられていたのは男女差別だ」として、同時入社男性との賃金差額、約三億二〇〇万円を請求したこの裁判は、その事実関係からも、国際的潮流からも、勝訴は疑いなしと思われていただけに、当事者ばかりでなく、多くの女性にショックを与えた。

兼松は、八六年の男女雇用機会均等法で、それまでの男女別年功序列賃金体系は均等法違反になると、「コース別人事制度」を導入、男性を一般職、女性を事務職に振

分け、長い運動で実現させていたそれまでの「二二歳男女同一初任給」も、「仕事が違う」という理由で廃止した。しかし実際は、男性が受注した業務を、女性が履行し完了しており、仕事の比重に差はないと、九二年、東京都労政事務所に改善を申し立てたが、会社側の拒否であった。せんは不調、九三年一〇月、男女苦情処理委員会への申し立ても、調停不調に終わった。しかし調停は不調に終わったものの、苦情処理委員会の見解は原告の申し立てをほぼ認めたものだった。

この間に会社側はコース別人事を変形させ、男女の賃金格差を拡大させ、定年延長に伴い五五歳からの賃金二〇%カットも実施するなど、ますます強硬な態度に出たため、九五年八月、提訴に踏みきった。

その後、原告団は、国内でも海外でもアピールを続け、多くの支持を固めていたが、山口幸雄裁判長は、判決の理由を、「原告らの仕事は、定型的・補助的業務ばかりに従事していたとはいえず、業務の区別が困難である」とす

れば男女別雇用の必要性はない。男女別雇用の処遇は、法の下の平等、性差別廃止を定めた憲法十四条の趣旨に反する」としながら、「これが労基法三条、四条に直接違反するとはいえないので、公序良俗に反するとまではいえない」「コース別人事制度は、当時、均等法が努力義務であったので公序良俗に反しない」「新しく導入された新転換制度は合理的制度で、賃金体系は公序に反しない」「五五歳からの選任職賃金カットは、会社の経営上の問題」とした、その、あまりの時代錯誤に、傍聴席は哑然、そして憤然。

判決後の記者会見で、中野麻美弁護士は、「性差別であると認識しながら、賠償請求に値しないという不当な判決。ILO（国際労働機関）からもCEDAW（国際女性差別撤廃委員会）からもコース別格差を是正するよう勧告が出ている。判決は国際的な流れに逆らう」と明言。八年間の苦闘を続けた原告団も怒りの渦。直ちに控訴を求めた。

東京・中野区非常勤職員差別裁判は勝利和解

いま全国で地方自治体の非常勤職員、「公務パート」は

三〇万人以上。その九〇%が女性。正規職員との賃金格差は著しい。中野区女性センターで学習コーディネーターとして七年間働いてきた平川景子さんは、突然、「財源がない」と担当職が廃止され、解雇に。

「非常勤だからと、退職金もないまま使い捨てられたのは、個人の問題というよりも公務パート全体の問題」と、二〇〇〇年九月、中野区を相手に東京地裁に提訴したが、〇三年八月二九日、双方で和解に応じた。

和解では金銭解決はなく、「非常勤職員と類似常勤職員の賃金を比較し、その格差についての現行法制度の限界や問題点を真摯に受けとめる」という内容にとどまったが、区側が非を認めた事実が、今後のパートの均等待遇への方向性を開くものとして意義深い。

中野区に限らず、非常勤差別は各区で多発、とくに女性センターでの差別は、「女性差別センター」と言いたい」という声が随所から出ただけに、「まずは第一歩の勝利」と、平川さんの勇気に賞賛の声があがっている。

平川さんは、「裁判中に中野区は非常勤職員一〇〇人を解雇、図書館では非常勤にNPO法人をつくらせて業務委託するなど、状況はますます悪化してきたので、和解に応じた」というが、この判例が歯止めになることは確

かだ。

弁護団のひとり、中野麻美弁護士は、「均等待遇原則を公序として、強固な法原則にするためには、運動の中で綱引きをしながら、みんなで解決していくべき。法的な意味でここまで認められた成果を、全国各地で生かしていきたい」とコメントした。

「松井やよりさん講演妨害」は被告全員の有罪が確定

○一年七月、日中友好協会神奈川県婦人連絡会が開いた松井やよりさんの講演と女性国際戦犯法廷の記録ビデオ上映集會会場で「国賊」「売国奴」と怒号して集會を中止に追い込み、同年十一月に逮捕されたグループ維新新党「新風」代表ら五人に対する威力業務妨害と傷害罪は、横浜地裁（公判一〇回）で全員有罪、東京高裁で控訴審四回、控訴棄却となったが、九月二五日、最高裁で上告棄却となり、全員の有罪が確定した。

量刑は懲役一年六か月（執行猶予五年）から懲役一〇か月（同三年）で、業務妨害の刑としては、非常に重い。

この裁判には（新しい歴史教科書をつくる会）幹部や日の丸バッジの大物が毎回組織動因されており、裁判官

が閉廷宣言をすると、「この左翼野郎」「国賊」などの野次もすさまじかっただけに、この種の集會妨害の有罪が確定した意味は大きい。

右旋回を明確に示した衆議院選

イラク派兵を実現すれば、日本は再び、「戦争をする国」になる。今度の選挙ほど重い選挙はなかったが、メディアは揃って「二大政党時代」をはやしたて、民主党は大躍進、護憲を訴えた社・共産党は、三分の二の議席を失う惨敗となった。市民が危惧しつづけた小選挙区制の怖さを、明確に示したこの選挙で、女性の議席数も減少した。

不当逮捕のJR総連七名、三四日ぶりに釈放

288号の「意見／異見」で、木瀬慶子さんが、「戦前の公安を思わせる」と訴えたJR総連の不当逮捕は、木瀬さんのように全く関係のない女性まで早朝家宅搜索されるなど想像を絶する弾圧に発展したが、六度に及ぶ弁護側の保釈要求を、検察側が不当にも東京高裁に抗告申

し立てした結果、高裁は「証拠隠滅のおそれなし」として保釈を決定、十月十日午後七時、三四日ぶりに七名が東京拘留所の高い塀から釈放された。

十月三十一日、日比谷野音での抗議集会は、五千人の歓声に包まれる祝賀集会となった。ヨーロッパからアジア、オーストラリアまで、世界各地の鉄道マンたちも駆けつけ、祝賀するとともに、完全解決を迫り、涙と歌声に包まれた。弁護団代表、後藤昌次郎氏は「第二の松川事件」と事件の異常さを強く訴え、着々と進んでいる日本の右旋回を警告した。

しかしマスメディアは、この異常な逮捕を、紙媒体も電波媒体も一致して無視し続け、全く報道しなかった。

「JR総連は革マルの一派」と誤認したためだが、革マルは、JR総連と関わりがあるどころかむしろ敵対関係にあり、一〇月三二日も、日比谷野音は過激派の妨害シユプレッヒに包まれていた。

労組活動低迷の現在、ほとんど唯一活発な活動をしているJR総連を政府は敵視。それを追及すべきマスメディアが、取材もせず、事実を検証もせず、敵視し続けている事実は、今の日本が、まさに「戦前」の流れの中にあることを危惧させる。

憲法九条を守る五〇〇〇万人署名運動開始

今度の衆議院選で社共両党は護憲を前面に出したが両党とも惨敗。「〇五年十一月までに自民党の改憲案をまとめる」という小泉指令は実行段階に入り、衆参両院の憲法調査会は、改憲のための「最終報告書」のまとめ作業を始めた。憲法調査推進議員連盟による憲法改正の国民投票法案提出の動きもある。

毎年五月三日に憲法集会を開いてきた（許すな！憲法改悪市民連絡会）は来年五月三日までに、九条を守る署名五〇〇〇万筆を目標に運動を始めた。

ポスター（A3判、縦横は自由）とロゴマーク（A4の紙に10×10センチ程度の大きさで。用紙一枚に一点）も募集中。共に画材・彩色は自由。別紙に郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号、あればメールアドレスを明記して、作品の裏面に天地を合わせて貼り付ける。コメントの併記も歓迎。賞金はポスター11大賞一点十万円、入選数点五万円ほか。ロゴは大賞一点十万円。締め切り11月〇四年三月末日。応募と問合わせは〒101-0061 東京都千代田区三崎町二・二一・六・三〇二 市民ネット（〇三・三三二二・四六六八）へ。

あらご読書室

「歴史の中で語られてこなかったこと」

—おんな・子供・老人からの日本史—

網野善彦

宮田 登

(洋泉社刊)

共著のスタイルをとってはいるが、数次にわたる学者二人の対談集である。宮田登氏の急逝のため、このような興味深い対談に、もう再び、お目にかかることが能わないことは惜しまれる。

これまでの歴史といえは進歩の担い手である成年男子の歴史であり、歴史

学は進歩の担い手を中心に研究が進められた。

しかし、本書をひらくと、歴史学者と民俗学者の視線が交錯する中に、これまで語られることのなかった、おんな、子供、おばあさんが浮き立ってみえてくる。

中世・近世を生きたおんなのはたらきが鮮やかによみがえるのは、長い間の調査の経験や結果から得られた豊富な古文書や記録に基づく実証もさることながら、その紙背にある歴史の真実を読みとる深い洞察力のゆえであろうか。

映画『もののけ姫』をめぐる観想も玄人筋のもの。あらためて認識の不足に、つけ加えられる点が多かった。

これまで、農業・農村を中心に考えられてきた、いわゆる農業中心史観によつて、実は農業以外の仕事に正しい位置づけが与えられてこなかった、この欠落部分に、副業としてしか評価さ

れなかった女のはたらきに光をあてている。

その典型として桑と養蚕の世界がひろがる。蚕の生きものとしてのリズムと女性の体にもリズムとのかかわりは明らかにされてはいないが、少なくとも蚕の数回の脱皮につきあいながら「お蚕さま」と奉つて繭を糸にしていく繁忙の日々は、望外の代価をもたらした、女のはたらきは経済力をもつもの存在感につながつたものであるう。

蚕を養い糸をとり、さらにハタ織りによつて布に仕上げ、養蚕地帯の女性たちはウチ織りと称して家族の布団に仕上げたものは一生使う丈夫なものであった。

女性と織物の歴史の面白さを再発見する中で、織るということは女性が生まれ清まる演出として、その心性に目を向ける。

「織物と女性」は世界的にも普遍のテーマとして視野をさらに拡げれば、

女のはたらきに共通項や差違も明らかになるだろう。

一九七〇年の後半から高まった女性史研究の進み方に比較して年寄りの研究はまだ決して活発とは言えない。しかし、これまでの調査によつて地方に残る文書、特にここでは能登の時国家を具体的な例として長年にわたり網野氏が関つてきた調査の事例から隠然たる力を持ちつづける隠居たちの存在に光をあてている。現役を退いて、いわゆるヘラ（しゃもじ）を渡してしまつた後も発言権を留保しているところから日本社会に特有の二重構造をみている。そのため起こる嫁姑の確執や恨み、鬼婆のイメージ、姥捨の解釈も、ある意味では女性の存在感を決して小さいものとしていない。

農村と農業を軸とした男性主役の日本史の軸を考えると、これまでの思い込みに隠蔽されてきた女・子供・老人の世界がみえてくることを示唆した好

著（対談）である。（福）

（一九九八年 二七〇頁、一九〇〇円 十税）

『歴史人口学の世界』

速水 融著
（岩波書店）

岩波市民セミナーでの連続講義を一書に纏めた歴史人口学の入門書であり同時に立派な専門書でもある。このよくな入門書をぜひ書きたかつたと著者も述べているが、これまでの著者の業績は『近世農村の歴史人口学的研究』によつて、その重要性は知られており、この分野に興味を持つ人々にとつて、そのエッセンスとも思われる本書の出版は待ちに待つた期待の良書といえる。

人口問題とは何か。それが普遍的な問題として研究の対象となつてきた理由はどこにあるのだろうか。そして歴史人口学は研究の一領域を形作ること

によつて人間社会の基層に何を読み解こうとするのだろうか。

これらの疑問に対して、第一章、歴史と人口、第二章、歴史人口学の成立と展開の最初に、極めて解りやすく述べられている。

次いで、世界の人口は、いまどのようになっているのか、その趨勢に始まりアジアの人口がどのように推移しているかに加えて著者の本領とする江戸時代の人口趨勢に言及して、幕府の支配下における当時の社会を人口というキイ・ワードで、その特色をあげている。例えば都市と地方、京と大阪、人口移動、男女の人口比等。さらに明治以後、大正・昭和から現在までの人口の趨勢をマクロ・データで展開する。

第三章は、ミクロ・データによつて著者が専門主題とする近世日本の歴史人口学考察に及ぶ。

江戸時代の人口を知る手がかりは宗門改帳であることは知られているが、

最も完全な状態で残っているとされる信州諏訪地方に残る膨大な宗門改帳を解読し、それからベーシック・データ、シートを作成して忍耐力勝負の丹念な作業によって、初めて日本に歴史人口学の研究成果を根付かせた。

一地方としての諏訪の人口推移と幕府の人口調査との比較を試みながら、人口の増加は、いつに始まり増減の推移を辿って出生率や死亡率、世帯の規模、世帯当り平均夫婦の組数、結婚、子の出生率などから、過去を探ることにより見えてくるものを描き出す。

過去の社会の基層を照らす歴史人口学の魅力が伝わってくる。この専門領域の第一人者の手になる貴重な入門書といえる。

第四章は美濃国安八郡西条村の宗門改帳からの考察である。出稼奉公という個人行動をとおしてこの地方の人口動態を考察した貴重な研究と言えよう。

最後に残された問題点として歴史人

口学の家族史の共同の研究について展望している。
(福)

(一九九七年 二二二頁 二二〇〇円
十税)

『人口大事典』

日本人口学会編

(培風館)

世界の人口、各国の人口、日本の人口について知り、かつ調べる上で極めて信頼度の高い事典である。日本人口学会が、一九九六年から六年の歳月をかけ、人口学会の総力を投じて昨年(二〇〇二)完成を見た。

約一千頁に及ぶ本書の内容は人口学の体系化とも思われる。整序された項目の下にまず世界の人口、日本の人口を概観しその現状を明らかにしている。

世界の人口は今や六一億に達し、政治・経済・社会の進展とともに人口問題も、その性格、規模、地域格差等、

過去と比較して、その様相は大きく変貌している。

最近低下傾向を示しているとはいえ、途上国にあつては出生率・増加率は依然として高く、先進国では少子・高齢化が進み、二一世紀半ばには、大多数の国で人口減少が推測されている。

食料、環境、エイズ等、人口問題と深く関わる状況はあらためて人口政策の重要性が強調される時代を迎えている。

人口問題から人口政策への進展を視野に、これまでの人口思想、人口理論、学説や論争等を系統的に辿りつつ現代の課題につなげる基本的な学術書の役割を果たしている。

とりわけ、人権論、フェミニズムと人口思想、ジェンダーと人口問題、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ等、女性問題に関わる人びとにとって必見の事典であることを特記したい。また、人口問題の基層にある家族問題を探る

視点を定める基本知識と情報にも目を注ぎたい。

なお、極めて重要な人口の統計、人口構造、社会経済的側面等のマニユアルとしても十分期待に込えてくれる。さらにいえば、年表と詳細な書誌が付されていることが嬉しい。

(二〇〇二年 九九九頁 二五〇〇円十税) (光)

『性と身体 日本女性史論集9』

総合女性史研究会編

(吉川弘文館)

「性と生殖の対象としての性」、「産む性」という二つの点で社会的、政治的に操作され、管理されてきた女性の性の歴史と向き合わない限り、両性の関係を現代の視点で正視することはできない。本書はその視点で編集されている。

三章からなる。

I 買売春の発生と変容

II 政治支配のセクシュアリティ

III 身体への眼差し—避妊・墮胎・出産

第一章では、中世前期の遊女傀儡子、近世の熊野比丘尼、飯盛女、近代国家の成立と公娼制、一九二〇年代、三〇年代の娼娼運動の歴史的意義、そして最後に赤線問題と売春防止法と、中世から現代までの買売春についての考察の論文が並ぶ。

第二章は、中世の王権と性を巡って成立する五節舞姫が変容する姿を追う。

また、薄いベールに包まれてきた齋宮の真相を中世文芸にさぐる研究、同じく『今昔物語』にみる中世前期の密懐を再検討。更に時代は明治に下って啓蒙期の妾論議と麗妾の実現等、屈折したセクシュアリティを辿る。

第三章では、身体への眼差しとして、中世末期から近世にかけてキリスト教の宣教師たちが布教に当たって作成したテキストや本国への布教活動の報告

書等に見られる性愛や婚姻を通して異文化における女と男の関係を捉えたキリシタン文献の紹介。次に、「赤子養育仕法」と称する近世の墮胎・間引きを取締まった仙台藩の政策の特徴、その思想と役割について、最後に大正の末から昭和に及ぶ産児調節運動を取りあげ、平塚らいてうと山本宣治と二人の異なる立場からの関与について考察する論文で締めくくっている。

紙幅の都合上、論文の詳細に触れることは避けるとして、専門の研究者による論集として、性と身体に対する歴史的認識を深めるための基本的な文献である。(一九九八年 五七〇〇円十税) (光)

『出産と身体の近世』

沢山美果子

(頸草書房)

性と生殖、その主体としての身体を歴史学のテーマとして正当な位置づけ

を与えるに至ったのは、女性史・女性学の盛行からもたらされたと言える。

標題に掲げる近世の出産は、それに付随する墮胎や間引きなど、問題の性質から、当事者によって残された記録などは皆無に近い。

江戸時代の人口の停滞は、墮胎・間引きなど、子の出生を抑制してきたことによるとされる。

人口の減少と田畑の荒廃に危機感を持つ各地の藩が、墮胎・間引きに対処する取り締まりと出産の管理に動き出す。

「赤子養育仕法」の制度化に伴って作成された懐妊出生調書、死胎披露書等は農民の側からの申し立てや、その側に近い資料群とされる。いうまでもなく支配、管理の側に残された史料であるが、取り締まる側から逆照射する形で江戸時代の農民や町人家族が、この問題に、どのような反応を示したかを丹念に史料分析して当時の実態に迫る

うとする。

上記の史料や先行研究から「産」の風景を概観し、次いでに二つのフィールド、即ち仙台藩と、津山城下町をとりあげ、仙台藩の場合は「赤子養育仕法」を手がかりに、農民家族の「子産み」と出産管理に反応する申し立て記録からうかがい知れる近世に固有の社会関係、身体感覚や子の生命観などを読み取ろうとする。

また、城下町津山藩の「赤子間引取締」や、産育に対する教諭書などに反応する町人家族の実相を捉えようとする。ここでは間引きと墮胎を区別し、子を殺すことと、おろすことの行為を区別して墮胎と胎児観、「産む」身体観に言及している。

生殖や産む身体に対する権力や支配者側の介入は近世に始まるが、それが近現代に持続する定点としての意味の認識を示す。

(み)

二一九八年 二八二頁 二九〇〇円＋税

原稿をお待ちしています

おすすめになりたい本をご紹介ください。新刊でなくても結構です。本そのものを送ってくださってもかまいません。紹介に値するものは、読書室委員が紹介します。

読書室以外の原稿もどうぞ……。

異見／意見、会と催し、TOPICS、あごらのあごら……。

そのほか連載用企画ものなども大歓迎です。

薄謝をお贈りします。

松井やよりさん一周忌追悼公演

人間の尊厳を踏みにじられた女たちは正義を求める

ドラマテイツク・リーディング

地球という

小さな星のうえで

石川 逸子 / 作 渾大防一枝 / 演出

少しでも

記憶すること

記憶し 問いつづけること

伝えること

記憶し 伝えつづけること

幼く絶たれた命を

奪われた尊厳を

ふりかえり 伝えつづけること

新しい世紀のなかで

少しでも美しく進むために

少しでもやさしく世界を変えるために

2003年12月21日(日)

開演 7:00 PM (開場 6:30)

■場 所: 江戸東京博物館ホール

■入場料: 2,000円 (高校生以下 1,000円)

■全席自由

主催 「地球という小さな星のうえで」上演実行委員会

<http://www.h7.dion.ne.jp/~tsuito/>

協賛 「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(VAWW-NETジャパン)

アジア女性資料センター/女たちの戦争と平和人権基金

協力 劇団民藝

【お申し込み・お問い合わせ】

TEL : 03-3991-9165 (9~12時, 22~23時 田場)

携帯 : 090-8508-9722 (声澤)

Email : tsuito@r5.dion.ne.jp (朗読劇専用)

FAX : 03-3818-5903 (VAWW-NETジャパン)

vaww-net-japan@jca.apc.org

DESIGN MIYUKI

■江戸東京博物館ホール

JR 総武線両国駅西口下車徒歩 3分

都営大江戸線両国駅(江戸東京博物館前) A4出口徒歩 1分

※なお、当日は3時から6時まで同ホールで

松井やより追悼1周年記念シンポジウム

【戦時性暴力をどう記録するのか〜ドイツと韓国を試みに学ぶ〜】が開催されます。

主催: 「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク (VAWW-NETジャパン) / 女たちの戦争と平和人権基金

「在韓米軍」に抵抗する韓国の人びと III

写真展「記憶と記録のトライアングル」韓国ツアーに同行して

芦澤礼子

女性の力で反戦平和を！

八月十六日、慶熙^{キョウシ}大学で女性集会が九時から開かれるというので、ツアーは朝早くバスで大学に向かった。夜通しの集会の後なので、大学生たちがキャンパスのあちこちで眠りこけている。校門を入ったところにあるタイムテーブルの大きな看板を見たら、八月十四日から十六日まで、ほとんどオールナイトでびっしり日程が組んである。こんなタイムテーブル、日本の学園祭では絶対に見かけないものだ。

今日は百人ほどのささやかな規模の集会である。「反米女性学生会長のイ・ミエさんが開会の辞で次のように述べた。『今、戦争の危機が朝鮮半島に迫っている。イラク戦争によつて、『アメリカの言うことを聞かなければ全部このようになるぞ』ということが示された。在韓米軍の再編成も進められ、日本の軍事大国化も進んでいる。今こそ七千万人の南北の人びとが力を合わせてアメリカ帝国主義に反対しなければならぬ。今まで独立と統一のために人びとが命をかけて闘ってきた。六・一五統一宣言を高く掲げ、民衆の中に入って伝えていこう。私たち女性が力をつけ、女性の力で反戦平和をつくらう』」

そのあと、ツアー一行が舞台に立ち、代表として大阪写真展実行委員会の中條佐和子さんが「韓国の問題は私たちの問題。日本の異常な北朝鮮報道が半島の人びとを苦しめている。私たちは在韓米軍の新基地建設に強く反対する」と語り、会場から大きな拍手をもらった。

大学生統一先鋒隊の女子大生五人グループは、十五日間の徒歩アピール行動（釜山から非武装地帯まで）の報告をした。「はじめは最後までできるかどうか不安だったが、各地で出会った人びとの統一への思いはとても強かった。自分たちがやっていることは統一に役立つことだと実感した。今は満足感でいっぱいです」と語る彼女たちは、さすががしかなかった。

会場の後ろの方で会を見守っていた（民主主義民族統一連合）のキム・ソジンさん（男性、四〇代半ばくらい）に「南北統一に向けての見通しをどう考えますか？」と聞いたら「私はすぐに統一できると思う。一九九四年にも北朝鮮の核危機があったが、回避できた。今は戦争の危機はそんなに大きくない。統一を阻害しているのは北朝鮮と韓国との関係ではなく、米国であるから、北朝鮮と米国の関係が正常になることが統一の根本だと思う」と答えが返ってきた。



女子大生5人の報告

また「統一されたら政治体制はどのようになるかと考えますか？」という質問には、「二〇〇〇年の六・一五宣言は、南北が互いの現在の体制を認めあうとしており、北も赤化統一を望んではいない。一方、今の韓国の保守勢力は北朝鮮の吸収合併を考えていて、北の体制を認めようとしなのが問題である」という答えだった。

その保守勢力の集會に出くわしてしまった。移動中のバスの中から外を見ると、星条旗がひるがえる下に、たすきがけで迷彩服を着た人たちが集まっているのが見えた。「在郷軍人戦友会のデモです」と通訳の大畑正姫さん。ベトナム戦争戦友会も一緒だそう。彼らは反米勢力を「新しい北勢力」と言い、あくまでも北朝鮮の現体制を打倒して統一を目ざすという。八月十五日にソウル市庁舎前で行われた集會も彼らの主催である。その集會で北朝鮮の国旗が燃やされ、金正日氏の人形が踏みつけられたことが、八月後半に韓国テグ市で開催されたユニバーシアードへの北朝鮮側のポイコット（韓国側の謝罪により回避）の原因ともなったのである。

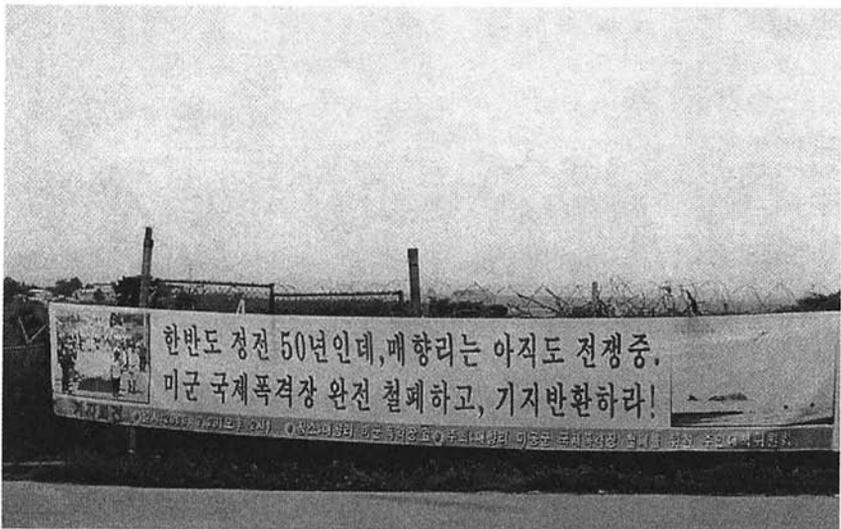
梅香るる里に平和はいつ来るのか



星条旗がひるがえる保守勢力のデモ

米軍梅香里^{メヒヤリ}射爆場についたときは、もう一時ごろになつていた。鉄条網の向こうに水田が見える。フェンスには「朝鮮戦争は停戦を迎えて五〇年たったのに、梅香里は今でも戦場である」と米軍を非難した横断幕が張つてあつた。その横には、爆弾の破片で作つた自由の女神ならぬ「統一の女神」の像が立つていた。

二〇〇一年に日本で映画『梅香里』が作られたとき、その主人公は活動家のリーダーであるチョン・マンギュさんだつた。この日もチョンさんに案内してもらかう予定だつたのだが、何と前日交通事故にあつてしまい、幸い軽いけがで済んだらしいが、代わりにチェ・ヨンベさんが案内してくれることになつた。ヨンベさんは水田を指さしながら、梅香里の実態を話してくれた。梅香里は一九五一年に演習地として米軍に接收され、以来射爆場として誤爆、爆弾事故、爆撃の騒音などの過酷な被害を受け続けてきた。一九七八年頃までは実弾が使われていたという。今でも戦闘機は超低空飛行で飛んでカラスの目のような的に正確に模擬爆弾を落とす訓練をしている。正確に当たつたかどうかは、コンピュータで点数が出る仕組みになつている



米軍を非難する梅香里の横断幕

そうだ。この水田も無償で米軍に接収されており、演習のない週末にしか入って耕作することができない。しかも、村民の個人の土地であるにもかかわらず、米軍に耕作料を支払わなければならぬのだそうだ。

海岸まで歩いて出て、海の家のような食堂で遅めの昼ご飯。貝の炭焼きと、野菜と貝柱のホイル焼き、それにあさりのカルククス（韓国風手打ちうどん）。殻のままアサリやはまぐり、つぶ貝や名前も知らない貝を次々に焼く。ジュワツと汁があふれて、パカツと殻が開いたところを軍手をはめた手で掴み上げ、次々に口に運ぶ。ホイル焼きには最後にご飯を混ぜて焼飯にする。貝の旨味をしみ込ませたご飯の味はたまらない。手打ちのカルククスはつるりとして弾力があり、あつさりした貝のスープでいくらでも食べられそう。

食事の後、目の前の浜辺に降りた。今日は土曜日のため演習はなかったが、海岸で模擬爆弾などの米軍の兵器を次々に発見した。模擬爆弾は長さ二メートルくらいだろうか。爆発はしないそうだが、こんなものが日常的に海に落とされているのは、まさに戦場である。畑と同じように、海の漁も平日は入れず、土日のみだという。「もしこの海に米軍の演習がなければ、



梅香里名物の貝を焼きながら説明をする写真家のグック・スヨンさん（右）

家族連れの潮干狩り客で賑わう海にすることができると、「とチエさんは言った。沖合に見えるのは射撃の攻撃目標となったノン島。爆撃があまりに激しかったため、もともとの大きさの三分の一になってしまったという。」

在韓米軍の統合再編成

梅香里からバスで二時間、ピョンテク市に到着。地元運動家キム・ヨンハンさんが案内してくれた。

ここにはオサン米空軍基地があるが、オサン市というのは別にあるようだ。ピョンテク市は人口三十六万人で、基地があるソントン地区にはそのうちの十二万人が住んでいる。在韓米軍基地は全部で九十三か所あるが、ソントン地区には五か所が集中し、オサン空軍基地もその一つである。梅香里に飛ぶ爆撃機も、ここが起点である。

川の対岸から向こう岸にある基地を見た。フェンスから突き出ている黒い大砲のようなものは、米軍のパトリオットミサイルの発射台だそうだ。基地の前には不法廃棄物が山積みになっている。かまぼこ型の格納庫の横ではレーダーが回っている。



海岸で見かけた米軍の兵器

このレーダーの工事をしていた韓国人労働者が急死するという事故が起きたことがあるが、労働者には外傷はなく、脳の機能だけが破壊されていた。「レーダーの電磁波によるものと思われる。電子レンジの中に入っているのと同じようなものです」とキムさんは言う。ほかに、戦闘機を洗浄した排水や基地内のゴルフ場から流れた農薬で汚染された水が水門から川に流れ込んで魚が死んだり、排気ガスによる大気汚染など、さまざまな被害を受けているという。

現在、在韓米軍は南方移転再編成が進められており、このピョンテクに第二歩兵師団をはじめ在韓米軍主力部隊を集中させるという計画になっているそうだ。現在の基地面積五百万坪をさらに五百七十万坪拡張し、兵士の人数も一万二千人から三万五千〜三万六千人に増強する予定という。なぜピョンテクに集中させるかというと、北の高射砲が届かない距離であるからだ。とキムさんは言う。パジュやソウルよりも南に米軍基地を移動させることで、高射砲の攻撃を防ぐ構想らしいが、しかし高射砲を免れてもミサイルがあるので、ピョンテクに基地を集中させる意味がそこだけにあるのかどうかは疑問である。

ピョンテク市は今、基地拡張賛成派と反対派に分かれている



ピョンテク市の現状を説明するキム・ヨンハンさん（右から2人目）

そうだ。反対派は「米軍基地拡張反対対策委員会」というネットワークをつくり、この十月三十一日には総決起集会在が開かれる。ところが総決起集会的の記者会見の際、米軍相手の商人たちが反対派に殴りかかるという事件があつたそうだ。パジュが韓国の沖繩なら、ピョンテクは韓国の辺野古ではないか。

その沖繩から学んだという「二坪反戦地主」運動も始まり、六〇五人の一坪地主が共同購入した土地を見学させてもらった。そこは水田の中で、基地の滑走路から誘導灯が稲の間にまで延びており、その明かりが稲の育成に悪影響を及ぼすそうだ。水田の一角に四本の旗をたて、一坪地主の土地であることを示している。あぜ道に張られた横断幕には「この土地はピョンテク市がアメリカの軍事都市になるのを防ぐために、市民六〇五人が共同登記した土地です。私たちはこの土地から一歩も引き下がることはないでしょう。ピョンテク米軍基地拡張反対対策委員会」と書いてある。会長のカン・サンウォンさんがその前で「米軍には私たちの土地を決して売り渡さない。今度刈取りの時にいらっしやったら、収穫した米を皆さんにふるまいたい」と述べた。ここでは「米軍基地拡張反対対策委員会」が、ゼッケンを私たちにプレゼントしてくれた。そのゼッケン



10月31日総決起集會を呼びかける宣伝カー

には「米軍基地ピョンテク総結集決死反対」「米軍の軍事基地を全身で拒否する」と書かれていた。

「六・一五宣言」で述べられたこと

今回の旅で痛感したことは「南北共同宣言（六・一五宣言）」が韓国の人びとの心を強烈に支えているということだった。「六・一五宣言」がある限り、統一は実現できる！」という情熱が、若者たちを突き動かしているようであった。二〇〇〇年六月、ピョンヤンで握手をした金大中、金正日両氏の映像は、世界と歴史を一変させるほどの大きな衝撃と希望をこの国の人びとにもたらしたのだと実感した。（駐韓米軍犯罪根絶運動本部）のユギョンさんは「あのときテレビを見ていた若い人たちは『金正日も普通の人間じゃないか』と思ったんですね。若者の間ではそのあと、金正日ファッションが流行ったんですよ」と言っていたが、「私たちは普通の人間同士で、何よりも同じ民族なんだ」という認識が、若者たちを突き動かす原動力になったのだろう。

「六・一五宣言」には次のように述べられている。



一坪地主の土地を示す旗

「南北共同宣言」

「南北共同宣言」(抜粋)

南北首脳は分断の歴史上初めて開かれた今回の対面と会談が、互いの理解を増進させて南北間関係を発展させ、平和統一を実現するのに重大な意義を持つと評価し、次のように宣言する。

1. 南と北は国の統一問題を、その主人であるわが民族同士で互いに力を合わせ、自主的に解決していくことにした。
2. 南と北は国の統一のため、南側の連合制案と北側のゆるやかな段階での連邦制案が、互いに共通性があると認め、今後、この方向で統一を志向していくことにした。
3. 南と北は今年の八・一五に際して、離散家族、親せきの訪問団を交換し、非転向長期囚問題を解決するなど、人道的問題を早急に解決していくことにした。
4. 南と北は経済協力を通じて、民族経済を均衡的に発展させ、社会、文化、体育、保健、環境など諸般の分野での協力と交流を活性化させ、互いの信頼を固めていくことにした。
5. 南と北は、以上のような合意事項を早急に実践に移すため、早い時期に当局間の対話を開催することにした。

そもそも朝鮮半島は自ら望んで分断国家になったのではない。「その主人であるわが民族同士で…」という一文は、朝鮮半島のことは私たちが決めることで、外国に口出しはさせないという強い意志の現れである。

日本は南北統一を妨げてはいけない

「統一を妨げているのは北ではなくてアメリカだ」という言葉を、韓国では何度も聞いた。もちろん韓国には親米派も多く、その中心は朝鮮戦争を知っている五十代以上の世代だという。「北の体制を維持したままの統一は拒否」というのが親米派の言い分である。「同じ民族同士で殺しあうのはもうたくさんだ」という思いは共通のはずだが、この隔たりを韓国の人びとはどう乗り越えていくのだろうか。

〔駐韓米軍犯罪根絶運動本部〕のユギョンさんは今年初めに来日したとき、テレビのニュースを見て「日本語はわからなけれど、内容はわかりました。北朝鮮についての報道はおかしいです。アメリカの利益になるような話ばかり。北に対するこのような報道は韓国にはないのに」と疑問を持ったという。そして、日本には在日米軍がいるにもかかわらず、日本人の関心は在韓米軍に対する韓国人の関心よりはずっと低い。同じようにアメリカに踏みつけにされていながら、この違いは何なのだろう。

もし日本が一九一〇年に朝鮮半島を併合しなければ、南北の



韓国の王宮「景福宮」で衛兵の交代儀式

分断は起こらなかつたかもしれない。だからこそ日本人は南北の統一を応援すべきで、妨げてはいけない。しかし今、多くの日本人の眼は専ら「悪玉」北朝鮮に向いており、朝鮮半島の人びとの統一への願いは全く見えていないようだ。興味本意のエスカレーターする報道が南北統一の障害になっているということを、日本人は歴史への反省とともに胆に銘じるべきだと思う。

近年、日韓両国の市民交流が深まってきたのは喜ぶべきことである。写真展「記憶と記録のトライアングル―韓国、在日、沖縄を撮る10人の眼―」も、日韓の相互理解に大きく貢献した。

最近、沖縄で米兵に息子を轢き逃げされた海老原大祐さん（米軍人軍属事件被害者の会）らの努力により（駐留米軍の事件による日韓被害者の会）結成の準備も始まった。

文末のサイトも日韓の市民が共同で運営しているので、ぜひ参考にしてほしい。

基地と戦争のない社会を目指して・日韓連帯

<http://www.noustroop.org/home/main.html>



景福宮で日本軍に殺された明成皇后（閔妃）の碑

語りかけたいあなたへ 57

大里知子

フウセンカツラ

『秋田魁新報』鹿角支局長で、今は本社勤務になられた梅津秀氏から頂いた手紙の中に、来春時くようにと「フウセンカツラ」なる植物の種が入っていたのは、二年前の秋だった。黒と白のコンビになったその種を、私は自分とは無関係なものでも見るように眺めていたことを覚えている。

その時の私は、四年前から自分に襲いかかる全身のしびれに負け、まだパソコンもやれるようになっていないときだったから、これから過ぎさなければいけない長く厳しい冬を思い、ただウツウツと目を送っていた。

数か月後の春のことを、考えられる余裕など、どこにもなかった。

でも、苦しいしびれを抱えながらも雪と寒さの季節が過ぎ、ようやく春を迎えてフウセンカツラの種を蒔かせてもらうことができた。

なにしろ、これまでフウセンカツラというものを見たことがなかっただけに、種を蒔くと、いつ芽が出るか、どういう葉が出るかが楽しみになりだした。

やがて芽が出て、蔓になってきたので、姉(則子)に糸で蔓棚をつくってもらった。

それから、葉っぱが出はじめ、白い小さい花が咲き、そして花のそばに、プランプランと、ちょうどほうずきぐらいの青い実が無数について、その風情は涼しげで夏にぴったりのものだった。

梅津氏も、あまり私がいびれに負け、ションボリしているので、何か楽しみを持たせようとフウセンカツラの種を、送って下さったのではないだろうか。

梅津氏に楽しみを持たせてもらったように、昨年の秋、今度は私からフウセンカツラという「春」を贈ろうと決めて、姉たちに種を取ってもらい、数人の人に送ることができた。

今年も早いもので、もう晩秋。あれから一年がたとうとしている。

フウセンカツラの種と「春」を、今年もまた、何人かの人にわたせることができるだろうか。

(Eメールアドレス fussen@abeam.ocn.ne.jp)

衆議院選に想つ

ありがとう！ 阿部知子さん

社会党への風が厳しい中で、阿部さんは、本当にすばらしい戦いをなさいました。どんな野次を飛ばされても、「平和憲法を守りぬくのは社民党です。

だから私は社民党でたたかいます」と、毅然とした態度を貫き徹されました。

おからだも心もボロボロではないかと、みんなハラハラしましたが、よくもあそこまで……と思うほど、歩き、訴え、どんな小さなこともゆるがせにしない、すばらしい戦いでした。小選挙区では

敗れましたが、比例区で当選できたのは、みんなが阿部さんに感動したから。そして、神奈川には、まだ革新の力が

あつたからだと思ひます。

それにしても、阿部さんの精神力の大きさには感嘆しました。

今度の選挙で、私たちは以前にもまして阿部さんが大好きになりました。

その阿部さんが（あごらめいと）であることを、誇りに思います。全国でたった六人の社民党衆議院議員の一人。

阿部さんの存在は、さらに大きくなりました。どうかお体を、そしてお心を

大事に大事になさってくださいね。

（藤沢市・大浅田敦子）

レイブ賛美の太田さんをノックアウトした藤田一枝さん

衆議院選に勝つ勝つと言われながら、

二度も謀略に泣いた藤田さん。とうとう三度目の正直。今度こそはトップ当

選。みんな泣きました。長い長いご苦労がついに報われた日でした。

太田誠一さんの「レイブは元気のシールシ」には、あいた口もふさがりませんでしたが、あの放言のおかげでハッキリした標的が出来、みんな勇気リンで戦いました。太田さんだけでなく、女性スキヤンダルの山崎副幹事長も落選。どちらも「女性の力」です。

二人どころか一人を落とすだけでも無理と、みんな内心では思っていただけに、博多おなごは、いま意気揚揚。元氣いっぱい。「夢」がやつと「現実」になりました。この「現実」を力にしていきます。来年の参院選でも必ず成果を挙げます。

考えてみると、数少ない女性県議として、県議時代からみんな藤田さんを支援し続けたこと。それが今日の勝

利にむすびついたのではないかと思
います。

（あじらめいと）の県議さん、市議
さん、町議さんは、全国にたくさんい
らっしゃるようですね。全国のみんなで
支えて、平和憲法を守りぬく（あじら
めいと）を、来年の参議院選にも送り
込みませんか？（福岡市・吉田貞子）

山内恵子さんにただ感謝！

（あじらめいと）三人のうち、二人も
当選。さすが（あじら）。三分の二当選
なんて、なんとすばらしい。それだけ
に山内恵子さんが、いま一歩及ばな
かったことが残念でなりません。あんな
に誠実な方は、いないのに。

山内さんは民主党との選挙協力で出
身の旭川を追われ、中川一族の地盤

に回されてしまいました。山内さんと
パートナーした民主党の方は当選。今度
の選挙の象徴のようで、口惜しさ、は
らわたが煮えくりかえりそうです。

革新王国の北海道で、まさか、社・
共が揃ってゼロになるとは、思っても
みなかったことでしたが、これならい
つそ札幌あたりで立って、票を集め、
比例区に結集させてほしかったと、涙
が出ます。

私たちの責任です。社民党が無策な
ことも、力のないこともわかっていな
がら、私たち市民の、力も知恵も足り
なかったのです。この憤りと反省を胸
に、明日からと言わず、きょうから参
議院選に向けて行動を始めます。

全身の底の底まで誠実な山内さんは、
手抜きができない方。この広い北海道
を隅から隅まで走り回って、「いま平和
憲法を守らなければ……」と、身も心

もすり減らして訴え続けました。

しかし、その声は道民に届かなかつ
た。私は自分が北海道道民であること
を誇りに思っていました。道民のレ
ベルの低さを露呈した思いで、その点
でもショックです。

「二党対決」と、民社党だけをもちあ
げたマスメディアも問題です。私たち
一人ひとりが生きる基盤である「日
本」を、何と考えているのでしょうか、
と腹が立ちますが、しかし、他を責め
ても何も生まれません。私自身の努力
も足りなかったのです。来年末の参院
選には、あらゆる知恵を集め、なりふ
りかまわず戦い抜きましよう。

今回は、もっと早くから応援しな
かった私たちの怠慢です。山内さんに心
からお詫びします。次は戦略戦術も十
分練りましよう。この口惜しさを、必ず
バネにします。（札幌市・佐々木和子）

*

同じような意見が、全国から届いて
います。東京では、今度の選挙の総括、
そしてこれから何をするか、ミニ集会
を開きます。この号がお手もとに届く
頃には日時と会場が決まっていると思
います。ご連絡ください。(事務局)

「二八七号を読んで」

寺沢上人のお話に救われる

戦争になつてしまえば、すべてがお
しまい。結局、最悪の結果になったイ
ラク侵略。その中で、最後まで希望を
捨てず、一命を賭けて奔走していた方
がいたことを知り、救われました。

「平和憲法が善であつて、それに反対
しようとする人たちは悪なんだ、とい
う単純化をしてはいけない。日本国憲

法は、一人ひとりの人間の生命、生き
る権利を主権国家の上においた、コペ
ルニクスの発想」という、上人の思
いの深さ。「二〇〇五年改憲」を打ち出
した、小泉首相に聞かせたいですね。
それにしても、明日から多分戦争と
いうその前日まで、上人たちのデモに
加わつた小学生たち。町を花で飾つた
古都の人びと。こんな情報は、どの新
聞にもどの雑誌にも、どのテレビにも
ありませんでした。『あごろ』は、やっ
ぱりつづけてほしいと、また、しみじ
みと思いました。

(さいたま市・中谷由紀子)

教会関係の意見を聞きたい

いちばんショックだったのは、澤田
和子さんの「意見／異見」でした。何
十年か前でしたが、ある教会の牧師さ

ん(西欧人の方でした)が、日本の女
性をレイプして殺し、発覚すると母国
に帰つて、とうとうその方を糾弾でき
なかつた事件があつたこと、教会とい
うのは、「日本の中の租界のようなこと
ろ」と憤つたこと、を思い出しました。
それから何十年たつても、教会には、
まだ闇の部分があるのですね。

被害者は「教会の名誉を守るため
に」二年間も苦しみに耐えた結果PT
SDになつたのだと思います。告訴な
さつたのは、よくよくの苦しみ、悲し
み、怒りからだったと思います。

その教会に関係する方々の中から、
被害者と連帯する動きが出ていること
は救いですが、当の教会が、なぜその
牧師さんを守り続けるのか、納得でき
ません。キリスト教信者の立場からの
ご意見も聞きたいと思えます。

(東京・森田光子)

手話を習い始めました

ろう者&聴者が共につくる人形劇団『デフ・パベットシアター・ひとみ』

によるギリシャ劇「オルフェウス」を観て、その芸術性の高さに感動し、文化と福祉を同一基盤におくという姿勢にも共感して、今夜から手話を習いに通うことになりました。少ない人数で習えるので、集中できて楽しいでした。これから約一年の挑戦です。まだまだ、若葉のマークまでは長い道のりですが、頑張ってみます。応援してくださいね!!!
(鹿児島 小川みさ子)

在日外国人女性大使のお話を聞きにいきませんか……

先日、在日外国人女性大使（トルコとルクセンブルグ）のお話を聞く会が

あり、魅力的なお話に感動しました。その後、個人的なお話をしたところ、先方も（あごろ）に興味をもたれたようでした。

何人かの（あごろめいと）の方々と、大使館をお訪ねしたいと思っています。関心のある方、ご一報を。

（事務局・斎藤千代）

チエチエン「大統領選挙」の日本での報道

一〇月五日、チエチエンでは、ロシアの傀儡政権による大統領選挙が行われまし

ました。この選挙は、今年三月にロシア側によつて採択された、「チエチエン共和国憲法」と「大統領選挙法」に基づくものでした。これまでの経過からして、きわめて疑問の多い選挙でしたが、モ

スクワの後押しを受けたアフメドハツジ・カティロフ氏が、「八一%の得票」で大統領に「当選」したと、各紙が報道しました。

報道内容の比較を含んでいるので、長文になりましたが、チエチエンのことを知っていただきたいご紹介します。

（大富 亮／チエチエンニュース）

●各紙の論調

まず、一〇月四日から一〇日までの全国紙の紙面をもとに、各紙のチエチエン報道をご紹介します。

【読売】露の傀儡か独自路線か／七日
一〇月六日から七日にかけて、記事三本。ロシアの人権団体「ヘルシンキグループ」のルクシナ事務局長にインタビュー。

ルクシナ氏は、この選挙が認められない理由として、「一、(チエチエン

の) 社会が軍部に統制される戦争状態が続いている。二、分離・独立要求派からの立候補が認められなかった。三、カディオフ氏の有力対立候補三人が、連邦政府により選挙戦から外された」と語っている。

記者の展望としては、カディオフが過去に独立派の一員であったことなどから、今後ロシア政府の指示に従わないようになるかもしれないと観測、人権問題と過去の経緯を踏まえ、比較的広い視野で選挙を捉えている。

【朝日】厳戒態勢の大統領選を見る／チエチエン統声下の投票／一〇日

五日から一〇日にかけて、記事の本数は四本。

記者が投票当日にグロスヌイ入りし、

ロシア軍特殊部隊の警護のもと取材した。

グロスヌイ空港近くの投票所に到着したさい、チエチエンゲリラによると思われる銃撃に遭遇したという。その日のグロスヌイの市内にはほとんど住民の姿は見られなかった。「選挙は全体としてロシア側の演出によるものであり、カディオフ氏の後ろ盾にロシアのプーチン政権がついており、民意と距離がある」と、結んでいる。

【毎日】モスクワの回し者——低いカディオフ氏の評価／九日

一〇月四日から九日にかけて五本。

記者はチエチエン入りせず、二次情報をもとに短い記事を流したが、九日には、現地に詳しいロシア民俗学研究所のセルゲイ・アルチュノフ博士(グロシア人)にインタビューし、現地情

勢についての突っ込んだ議論を展開した。

博士によると、「ソ連時代にあった典型的な粉飾選挙だ。カディオフ氏の『得票率八〇%以上』は絶対にはありえない。これまでの調査で、チエチエン住民のカディオフ氏への支持率は一五%を超えたことがなかった。公正だとは思えない。皆、彼を「モスクワからの回し者」と考えているからだ。

一八世紀末に併合を目指したロシア軍との戦闘で倒れたチエチエン人の歴史を彼らは決して忘れない。しかも現在、ロシア軍に再び、親、兄弟、親類が殺傷される事態が続くなか、和解は容易ではない。……住民の大半は、『チエチエン独立』か『高度の自治』か『イスラム(共和国)』の、いずれかに傾いている。……今後のテロの牙はカディオフの私兵に向けられる。つまり、

チエチエン人同士が殺しあうように仕向けられているのだ」

〔現地からの報道こそできなかったものの、モスクワでの工夫で、歴史的なパースペクティブを読者に提供した。〕

【産経】露大統領、二選挙で圧勝画策／政権基盤強化へ批判無視／四日

四日から七日まで、三本。選挙直前に充実した記事を掲載した。

「来春の大統領選挙で再選を目指すプーチン氏は、なりふり構わぬ選挙戦を展開し、必勝態勢で臨む。……欧米諸国は要員の安全確保が困難との理由で選挙監視団派遣を見送った。クレムリンがそれでも選挙を強行するのは、同選挙で勝利を収め、チエチエン和平を形だけでも進展させることが『チエチエン問題の解決』を最重要課題の一つに掲げる大統領の再選戦略に何よりも

必要だからだ」とした上で、チエチエンと、サンクトペテルブルグ知事選に

おける、プーチン政権の露骨な介入の共通点を指摘した。

【東京】和平の道険しく、チエチエン大統領にカディオロフ氏 七日

四日から七日まで、五本を掲載して毎日新聞と並んだ。

投票結果を示した上で、これまでの経過とカディオロフ氏についての人物情報とを充実させた。記事によれば、もともとカディオロフはチエチエン民族の強制移住先のカザフスタンで一九五一年に生まれた。第一次チエチエン戦争（一九四一年―一九六一年）の際には、当時の独立派のドウダーエフの部下だったのだが、第二次戦争ではモスクワ側に寝返り、傀儡政権のトップに座った。現在は私兵多数を擁して人権侵害に荷担してい

る。

「来年三月に大統領選を控えるプーチン大統領は政権基盤強化に向け、チエチエン正常化は至上命令。今春の住民投票で共和国憲法を制定、カディオロフ氏の大統領就任で紛争終結を目指している。……法律上の形を整え来春のロシア大統領選さえ乗り切れば―とのクレムリンの危うい目論見も見え隠れし、正常化への道はまだまだ遠い」と状況を分析。

●見落とされがちな問題の本質

今回の各紙の報道はかなり充実し、チエチエンへの関心が読者の間にも徐々に高まってきたことを感じさせる。また、各紙とも、この選挙でロシアのプーチン政権が露骨に介入していることを指摘し、この選挙で傀儡政権が誕生

したことをうかがわせた。なお記事で「傀儡」という表現を使用したのは、朝日と読売の二紙。

ただし五紙に共通する問題点の一つは、三月二三日に行われた、あやしげな国民投票の問題点を、まったく指摘していないことだ。この国民投票によって、新しいチエチエン憲法と大統領選挙法を採択したと、ロシア側は主張している。しかし、現地で監視した国際NGO、世界の医療団(MDM)の報告によれば、ほとんどのチエチエン人は参加せず、二重投票が横行し、官製投票もいろいろあった。

(<http://www.edecinsdumonde.org/japan/Communiqucommuniqu10.htm>)

したがって、「国民投票」という嘘の上に「大統領選挙」というもう一つの嘘を重ねたのが今回の選挙だった。報

道を見るかぎり、この二段重ねの嘘のうち、「国民投票」からカッコは外れ、当然の前提になっている。今月一五日までには、この反民主的な選挙結果によつて、カディオロフ氏が大統領に就任する手はずになっている。この次には、「大統領選挙」からもカッコが外され、まるでチエチエンでは何も問題なく選挙が行われたように扱われることは、容易に類推できる。

本当に何の問題もない選挙だったのだろうか。東京、朝日、読売はグロズヌイから報道したにもかかわらず、投票したチエチエン人の意見が載るだけで、「投票に参加しなかった」住民の声は、どの紙面にもなかった。親ロシア政権の発表でさえ、選挙民の一〇％以上が投票していないのに、なぜ彼らの意見は伝わらないのか。おそらく、一〇日に朝日が伝えたとおり、様ざまな理由

をつけられて、「市内での自由な取材は認められなかった」のだろう。

投票に参加しなかった人びとへの取材は、事実上禁止されていた。あるいは、その人びとが公然と意見を口にする状況ではなかった。いずれにしても、この選挙が異常だったことは、この一事だけでも明らかである。「言論と報道の自由はなく、民主的な選挙とは言えなかった」と結論づけることはできるのに、どうしてそう書かないのか。

これは考えすぎで、各社とも、乗権者にも取材はしたのかも知れない。そうとすれば、紙面にいつさい反映されていないのは、奇異に感じられる。この極めて疑問の多い選挙を検証するのに、投票所に足を運んだ人びとの意見だけを掲載するのは、客観性に欠けるからだ。

なお、共同通信と時事通信は、記事の一部が入手できなかつたので今回の比較からは外し、テレビも、一部しかカバーできていないので、割愛した。

●ロシア側NGOの報告

ロシアのいくつかの人権団体は、公的な選挙監視をとりやめたのち、非公式なモニター要員をゲリラ的に送り込む戦術をとった。各団体は報告を取りまとめている最中のようなが、モスクワタイムスなどに掲載された断片によると、次のとおり。

チエチエン・ロシア友好協会のイムラン・エズィエフ代表はこう語った。「われわれの監視員の一人は、シャリ地区のある投票所で、東になつた投票用紙が投票箱に放り込まれるのを目の前で見た」 エズィエフは、似たよう

な二重投票をクルチャロイ地区の投票所でも見たという。

モスクワ「ヘルシンキグループ」のプログラムコーディネーターのセルゲイ・シモヴォロスが、シャリ地区で見たこと。「ひとつの投票所が閉じられると、選挙が投票箱を区長室に持つていき、区長が部屋の中から鍵をかけていた。これは法律違反じゃないか？」

対立候補者のシャミール・ブライエフが放つた監視員のアユブ・アルサヌカエフによると、選挙人名簿にない者の投票も目立った。「どこか知らないところから人がやってきて、まったく違う地域で登録されたパスポートを見せて投票所に入ってくる。そして投票していたんだ」と話している。

「われわれの見る限り、共和国中どこかの投票所でも、同時に、三人以上の投票者を見ることはなかつた」とヘルシ

ンキグループは言う。「グロズヌイでは、投票所で三〇分ほど様子を見たが、その間に来た投票者はわずか五人だった」

だが投票所の係員たちも負けていない。「あと二時間も早くくれば、大混雑だったんだ」と、監視員たちにまぜつかえた。

(<http://www.themoscowtimes.com/stories/2003/10/08/011.htm1>)

●日本人としての怒り

「プーチン政権がチエチエンの選挙に介入した」という見方は正しくない。

選挙そのものが、プーチン政権の介入の一手段だった。

今回の大統領選挙を、日本でチエチエン問題を憂慮する数百人の人びとが疑問に感じた。筆者自身も、そのひと

りだ。地球の反対側にあるチエチエンの問題に、なぜこうして疑問を持ち、怒るのか。それは、チエチエンのんびとが自ら選んできたあり方を、プーチン政権とチエチエンの親ロシア政権が、怪しげな方法によって覆そうとしたことが明白だからだ。

チエチエンには、九二年にチエチエン人たちによって採択され、改正を重ねてきた憲法がある。九六年以来、ロシア政府はこの憲法をかかげたチエチエン共和国と交渉し、条約を結んできた。この憲法のもとに行われた九七年の大統領選挙の結果は、国際機関の選挙監視と結果の承認を通して、全世界が認めた。

つまりこの憲法は、チエチエン人たちが維持してきただけでなく、ロシア政府も容認してきたのだ。

にもかかわらず、ロシア側は、今年

三月に奇妙な憲法案を国民投票にかけた。

九二年憲法の改正の要件には、「チエチエン共和国議会議員総数の三分の二以上が賛成票を投じた決定により採択し、また改正する（第一一五条）」とあり、国民投票による「新憲法」の採択は、九二年憲法に対する整合性が無い。これを実行し、結果を作り上げ、大統領選挙に持ち込んだこと自体、カディロフ政権と、ロシアのプーチン政権の対チエチエン政策の違法性を明らかにしている。

私たちの日本国憲法でさえ、大日本帝国憲法を改正したものだということ、忘れるべきではない。

（チエチエン共和国憲法（九二年制定、仮訳）は <http://www.9.ocn.ne.jp/~kafkas/archives/constitution-ichkeria.htm> に。）

これより先に、きちんと定義づけな

ければならないことが、あると思う。

アスラン・マスハドフこそ、九七年に民主的に選挙された大統領であり、今もチエチエンを代表している。その四年の任期はすでに経過したとはいえ、チエチエン議会の議決によって解職されない限り、任期は継続している。現在は戦時中で、議会からは反対の出ようはない。ルスラン・アリハジエフ議長が二〇〇〇年にロシア連邦保安局によって誘拐され、今も行方不明となっている事実は、ロシアの政策の犯罪性を物語っている。

そのマスハドフは、九九年の第二次戦争が始まった当初から、ロシア政府に対して、継続して和平交渉を申し出ている。チエチエン独立という前提条件も取り払ったままに、である。第三国や、国際機関を調停に動かすために、モスクワ、ヨーロッパ、南カフカス、

アメリカにそれぞれ特使を放っている。このイニシアチブを無視して傀儡を擁立しているのが、プーチン政権だ。平和を拒否しているのはチエチエンではなく、ロシア側である。

この事実が報道されないのにもかかわらず、今回の選挙報道の中では、逆にマスハドフの「住民投票も選挙も認めない、われわれの闘争にも影響はない」(東京/七日)といった、強硬な発言だけがクローズアップされた。朝日、毎日も同様に引用した。この伝え方は、今後の不安定要因を指摘してはいるけれど、この戦争全体をいびつにとらえていると評価せざるを得ない。

今年に入ってから経過で判明したことは、ごくあたりまえのことにすぎない。

チエチエンの将来は、チエチエンの住民自身が決めることである。しかし、

そのための機会をロシア政府は奪いつづけ、自らに都合のよい代用物で埋め合わせている。これを体現しているアフメドハッジ・カディロフを、「大統領」と呼ぶのは、適切ではないだろう。

戦争は、和平交渉によってしか終わらない。日本において私たちにできることのひとつは、ロシア政府とチエチエンの代表者との和平交渉への支持を表明することだと思う。そして、どちら側からであれ、別の暴力的な選択肢が進められようとした場合には、批判的に評価し、討論し、小さな決議を発信しつつづけるべきだ。近い将来にそれができれば、私たちは、チエチエン情勢の好転に関与することができるだろう。

【関連サイト】

チエチエン総合情報：<http://www.9.occn.ne.jp/~kafkas>

日本カフカスクラブ：<http://www.5c.biglobe.ne.jp/~kafkas/>

チエチエンの子どもを支援する会：<http://www.7.pala.or.jp/deli-chechni>

Chechen Watch：<http://groups.msn.com/ChechenWatch>

アルフズールの部屋：<http://www.5c.biglobe.ne.jp/~kafkas/atzule/>

(以上、データ提供「チエチエンニュース」)

*

* チエチエンに関する数少ない情報を発信しつつづけている『チエチエンニュース』は、財政難です。通信費、事務経費の寄付を歓迎。ご有志の方は下記の口座へ、お振り込みを。金額は、いくらでも。

三井住友銀行 溝ノ口支店 普通預金
2835929 チエチエンニュース
編集室

チエチエンに行ってきます。

きる見込みです。

〈チエチエンの子どもを支援する会〉

は、今年五月の「バクーにおけるチエチエン難民の視察活動」をふまえ、支援の事業計画を練ってまいりましたが、半年後の今日、計画を実施できることになりました。

先の見えない戦争の中で故郷を離れても力を合わせて生き抜く人びとに平和を願う日本の人びとの心を届けることができました、と思います、またチエチエンに行ってきます。支援者の皆様方に深く感謝申し上げます。

子どもセンター・ラードウガに、民族の誇りと伝統をまもる楽器と民族衣裳、コンピュータ学校の授業効率化のためのLANハブ、難民子弟学校の授業の質向上のためのコンピュータなど、みなさまから寄せられた募金で調達で

また募金のほかに多数の絵本や文具・おもちゃが寄せられました。遠い日本のお友達からのプレゼントは、子どもたちにとって何よりの励ましとなることでしょう。

旧ソビエト時代の良い面で、チエチエンの子どもたちの学力は高かったのですが、十年近い内戦で、今は勉強もできない状況です。

世界から孤立し、まるで豚のような生き方を強いられているチエチエンの人びと。せめて子どもたちだけでも光を！子どもたちに皆様のメッセージが届くようしっかりと働いてまいります。それでは行ってまいります。

(東京・鍋元トミヨ)

(鍋元さんは、戦乱に苦しむチエチエンの子どもに教材や教具を贈り続けている方です。)

助けてください

ステキな女性と交際したい男性を存じの方……

家族の介護で、五十歳まで結婚しなかった知人。気だても知性も、美しさも、最高の女性です。仕事を終えた今、良い配偶者を求めています。ぜひご紹介ください。

(東京・Y)

◆整理していない本がたくさんあって困っています。

整理が好きで上手な方。SOS!

(東京・M)

◆義歯の上手な先生をこ存じ?

ついに義歯が必要になりましたが、なかなか良い先生が見つからず、困っ

ています。良い先生のいらっしやる所なら、全国どこにでも行きます。(埼玉・A)

◆以前の服が着られなくなった方

肥ったため、やせたため……。どちらも希望者がいます。ご希望の譲渡価格をお知らせください。(東京・C)

以上ご連絡をお待ちしています。

03・3354・3941

(FAX9014) あごら事務局

【編集後記】

◆案するより産むが易し。とはいえ難の逝かざる奈何すべき。項羽の心境でした。(民)

◆(輻射する 自在の焔 絶え間なく)と自他に言い放ちたいものです。(河)

◆年金制度、調べてみればみるほど、なんと複雑でわかりにくい制度であるかという怖さを感じました。(恵)

◆288号で紹介した藤田一枝さん、衆院選でみごと当選！ これからの活躍に期待しています。(石)

◆こんどの選挙では、自民VS民社で、年金制度が最重要問題になったようですが、伊藤さんの解説を読むと、社会保障の根底に「家制度」が、ずっしり組み込まれていると感じます。

それに一言も触れなかった自民にも民社にも期待は持てません。でも今度、藤田さんが民社から国会に乗りこまれることになったので、新風を吹きこんでくださると期待しています。(や)

◆秋色はいよいよ深く、冬支度を急ぐ季節を迎えている。選挙も終わった。福岡都市圏の自民党議員二人落選。藤田一枝さん当選。二大政党制スタートが叫ばれる中、筑豊の社民党の灯は消えた。

数が物を言う時代。しかし少数意見

の真実は厳然として在る。

憲法九条が危ない！ (F・M)

◆久しぶりの(九州)の力作。さすが月二回の学習会を重ねてきた底力ですね。二六年間の重みを感じます。

最終校正をしながら、(あごら)の運営会議は(あごら)の重鎮(九州)で、ふぐのおいしい博多で…という声がありました。乞うご期待。(事務局)

「289号の編集協力者」

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 芦澤礼子 | 天野尚美 | 石原豊子 |
| 伊藤恵子 | 内田文字 | 大浅田敦子 |
| 荻原有希 | 黒沢照代 | 桑原ちゑ子 |
| 河野信子 | 古賀節子 | 斎藤千代 |
| 斎藤曜子 | 佐々木春代 | 沢田和子 |
| 中島克子 | 中島精一 | 福田光子 |
| 船越仲子 | 三好久美子 | 森崎民子 |
| 山下はるみ | 綿津靖子 | |

目次で振り返る『あいら』三〇年

(一九九二年九月〜一九九三年六月)

一七七号 一九九二年九月 ￥680

〈沖繩〉沖繩から発信!

巻頭言 PKO法を溶かそう

沖繩から発信

沖繩の山・海はいま……

煙草は環境問題・女性問題

献体、それは最後の置きみやげ

インタバコ

二十四年間新聞配達―広島県選挙区初の

女性国会議員・栗原君子さん

気になる英語 バルネラビリティー

めじゃーなりすとのめ 魂をみがく

あいらメイト 出過ぎる杭は打たれない

源 啓美

高里 鈴代

浦島 悦子

伊良部裕子

平良 玲子

32軍司令部壕取材班

齋藤 千代

奥川 睦

崎村 尚美

崎山律子さん

あいら読書室 シヤルロッチ・ケルナー『一九九九年に生ま

れて』土生長穂ほか『アジアの人びとを知る本』木下順二
『未精算の過去』

集会から 忘れすぎる日本人／農村女性とひざまじえて交流

／いま日本で活躍する女性のライプ版

テレビから「統一教会の正体をあばく」ほか

あいらのあいら

女の講座・女の集会 新しいアジアのために92/セミナー尊

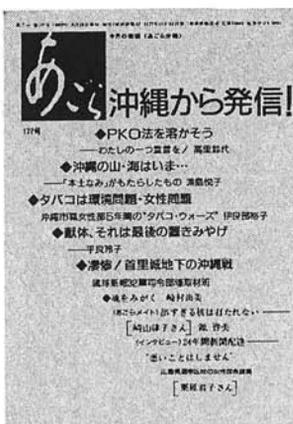
厳死から生き方を考える／女くらぶバンド・コンサート／

パレスチナの人権と平和を考える／全障連17回全国交流大

会

リブ新宿センターに関わった女たちへ呼びかけ

あいら二〇周年によるこそ



一七八号 一九九二年一〇月 頁980

〔新宿〕PKOの背後にあるもの

巻頭言 今こそ憤りを行動で示そう

カンボジアはPKOで救われるの？

JVC 谷山博史 谷山由子さんの報告

主婦の眼で見たカンボジア

PKOの表と裏——マスメディアが伝えない真実に迫る

許すなカンボジア派兵！ 9・27行動への道 中島 光子

PKO——それは大企業進出の先兵 降旗 節雄

日本はアジアの信頼を失わないでほしい 李 白

日本の過去を、私たちは「恨」として忘れない 金 平成

9・27 共同行動 山手協会、街頭デモ・リリーススピーチ 遠藤むら子

に燃える

10・4 山川暁夫・鈴木裕子氏を囲んで

——女たちのかんかんガクガク討論集会 生田 あい

AGORAZEIN

怒りを結集して今こそ巨悪の構造に迫ろう

金住典子・増田れい子・齋藤千代

PKOバナが、いま日本を揺るがす

防災訓練に戦車が出動

大倉八千代

侵略をたたえる「新発田連隊遺跡の譜」 高野ゆう子

自らを撃たずに「反対」を叫べますか 浦島 悦子

私たちは黙っていない

札幌・仙台・東京・横浜・広島・香川・福岡・沖縄から

反PKO選挙戦を通して見えてきたもの 内田 雅俊

インタビュー

戦後補償が行われていればPKO派兵はなかったはず

——日本の戦後責任をハッキリさせる会 白桦敬子さん

新連載 看護婦・光と影1 森 光子さん1 増田れい子

連載 凄惨！首里城地下の沖繩戦2

めじゃーなりすとのめ 住井すゑさんと八千五百人 小島明日奈

気になる英語 フェミニン・アリ 奥川 睦

あこら読書室 福武公子『弁護士の眼・おんなの目』手塚

千砂子『性愛 私を知らないあなたへ』竹内智恵子『昭

和遊女考』高橋ますみ『自立の夢をかたちに』

集会から 大分（赤とんぼの会）に参加して／アイリーン

・スミスさんを迎えて

女の講座・女の集会 優しさをもたらす／昭和戦前の飛んで

る女たち／第四回東京ミニコミ発行者会議／いま、語ろう

生と性／女（ひと）と男（ひと）のいい関係づくり／かな

がわ女のフェスティバル92

一七九号 一九九二年十一月 ￥2575

〔特集〕新聞切り抜きに見る女の16年 Ⅲ

女性元年—メキシコ会議 1975

AGORAZEIN メキシコ会議を振り返って

有馬真喜子・安東美佐子・斎藤千代・深尾凱子・松井やより

年表 一九七五年の主な出来事

新聞切り抜き

法・裁判 政治 労働 教育 保育・子育て 健康 差別

活動 風潮 調査・統計 意見 相談 人本 事件

海外 国際婦人年・メキシコ会議

資料

I 世界行動計画

II メキシコ宣言

III 国際婦人年世界会議において採択された諸決議

一八〇号 一九九二年十二月 ￥880

〔九州〕冠婚葬祭とフェミニズム

巻頭言 「みんなと同じ」の心地よさと怖さ 藤本 朋子

波紋を投げかけた結婚式

息子の結婚式に直面して

フェミニズムと冠婚葬祭

「愛」で強制されたくないこと

親子の先輩

風速、数十メートルのマナーの試み

結婚式・葬式

楽しくやってもうかつかった

「結婚式・葬式」——私の場合——

私の結婚・母の葬式

心に残る「偲ぶ会」二つ

会社社会と冠婚葬祭

農村部における葬式と女たち

ケニアの結婚式——宵空披露宴

結婚考

フオーク・ロアの目

現代仲人考

めじゃーなりすとのめ 岐路の途中

あこらメイト 甲木京子さんのし・こ・と

連載 看護婦・光と影2 森 光子さん2

連載 凄惨！首里城地下の沖縄戦3

田村 尅子

甲木 京子

池田 保子

三好久美子

小島サカエ

石本宗子・平岡靖治

古川 澄子

北村紀代子

辻 和子

石原 豊子

桜江美央子

松瀬 徹香

河野 信子

福田 光子

増井 玲子

増田れい子

あこら読書室 韓国女性開発院共同研究『日本と韓国の家族

意識の比較研究』福島瑞穂『結婚と家族』職場での性的い

やがらせと闘う裁判を支援する会『職場の「常識」が変わ

る』林弘子『育児休業法のすべて』千刈あがた『アンモナ

イトをさがしに行こう』バット・バルマー『自分を好きに

なる本』

P KOの背後にあるもの 広瀬 隆さんの手紙

気になる英語 エスノセントリ(シ)ズム

私の「恨」よ届け!

集会から 彼女たちを二度と闇に追いやらないために／森田

ゆりとヒーリングマニユアル

一八一号 一九九三年一月 ¥680

〈東海〉私のライフワーク

巻頭言 突然の転身のなかで

私のライフワーク

私の新世界―江戸時代に生きた女たちをたずねて 門 玲子

文を書く怖れと喜びを

『くろしほの譜―荻田高子』を書いて

グループで本作り―終わってからの始まり―

「別姓」を「家」から見て

めじゃーなりすとのめ

ミニコミ誌で起こしたい、小さなアクション

あこらメイト

〈あこら東海復活呼びかけ人〉加藤栄子さん

連載 看護婦・光と影3 出口文子さん

気になる英語 エスニックジョーク

あこら読書室 大脇雅子『平等のセカンドステージへ―働く

女たちがめざすもの』天野正子・桜井厚『モノと女性の戦

後史』上原隆『上野千鶴子なんかこわくない』中山恵子

『お言葉返すようですが……肝っ玉母さんと呼ばれて三

五年』伊藤康子『女性史入門』(ウイン女性企画)ライタ

ー集団『ライターをめざした私たちの軌跡』

会と催し パレスチナ、インティファダ世代サブリーンの

コンサート／西部生協二十周年記念「高橋ますみ講演会」

海外情報から 一九九二年十一月十六日付け『タイム』より

TOPICS 女性の離婚事情が悪化する?

テレビから 崩れゆく永久凍土 ことばは変わる

女たちから女たちへ 新年エール交換

〈ウイン女性企画〉吉川富士子

小森ひとみ

水野富美世

増田れい子

奥川 睦

一八二号 一九九三年二月 ￥880

〔新宿〕激動する渦の中で

巻頭言 遠い電話

朝鮮女性アケミとタイ女性アケミ

国連情報から見たPKOと日本の選択

曲がり角の国連の苦悩

齋藤 千代

松井やより

河辺 一郎

第四十七回国連総会第三委員会に出席して 青木 怜子

佐川・セクハラ、均等法：だからこそ 衆参両院の女性議員

アメリカでマイノリティーと共に暮らして 中島由紀子

連載 看護婦・光と影4 出口文子さん2 増田れい子

テレビから やらせ報道とジャーナリズム 大原 涼

気になる英語 クライ・ウルフ 奥川 睦

あこらメイト ヴェラ・マッキーさん

あこら読書室 田中貴子『悪女』論 宇神幸男『ニーベ

ルングの城』女子労働問題研究会『雇用平等の最前線』

おめでとう三多摩の女たち 丹羽雅代さん

女たちは行動する 〈アジアの女たちの会〉ほか

女の情報・女の講座 国際女性デー／差別・売春強要される

タイ女性たち／国際婦人デー・女のコンサートとミモザ賞

／ハンド春の合宿のお知らせ／死刑をなくす女の会総会

ふえみん

f e m i n

ジェンダーの視点で社会を眺めとく新聞です。

〒150-0001
東京都渋谷区神宮前
3-31-18

03-3402-3244

03-3402-3238

FAX 03-3401-3453

E-Mail femin@jca.apc.org

URL <http://www.jca.apc.org/femin/>

大阪支局
〒530-0041
大阪市北区天神町
3-10-8-404

& FAX 06-6356-0778

★タブロイド判8ページ/毎月5・15・25日発行
購読料：年間9,000円・半年4,500円(送料込み)

自分で
考える人と
一緒に
考えたい。



一八三号 一九九三年三月 ¥1545

〈特集〉あこら二十年 女の二十年

巻頭言 ようこそおいでくださいました

田嶋陽子のおもしろフェミニズム

良妻賢母フェミニズムなんて捨てちゃえ！

女の思いをリズムにのせて

まのあけみ

AGORAポトム会議

マスコミの限界／ミデイコミの限界

下村満子・増田れい子VSあこら編集部

みんなで話そう！女と男の言いたい放題

河野信子・金住典子・外口玉子ほか

あこら二十周年に寄せて

浅野美和子・井上輝子・上野千鶴子ほか

二十周年の集いに参加して

畠山裕子・浜村匡子・半田たつ子・西口美佐子ほか

あこらメイト

みどりの風のように生きたい 斎藤千代さん

あこら既刊リスト

一八四号 一九九三年四月 ¥886

〈鹿兒島〉女ふたりの平和訴訟

巻頭言 ひとりでもできる…ふたりならもつと… 編集部

女ふたりで起こした訴訟

友田 良子

あこらメイト ゆるがず憲法九条を守り抜く 友田良子さん

カンボジアでガイドをして

中根のりゆき

意見・異見 離婚条件の「改善」について

小松ともみ他

活動から ガーリさんに手紙を渡しました

ほか

集会から 三井マリ子社会党離党説明会

めじゃーなりすとのめ

見えないものと見えちゃうものと

坂上 浩子

連載 看護婦・光と影5 トラン・ティ・キエムさん

増田れい子

連載 凄惨！首里城地下の沖縄戦4

TOPICS ちょっとコワイ話 ほか

気になる英語 シンデレラ・リパティ―

奥川 睦

あこら読書室 栗原葉子・中西清美共訳『日本語は女をど

う表現してきたか』山口のり子『元氣のおすそわけ―暮

らしの中のフェミニズム』

あこらのあこら

〔埼玉〕はんさむウーマン

巻頭言 女だから豊かです はんさむです 編集部

女のおまつり元気にやろう フェスティバル委員会

どうしてあんなステキな催しができたの？

はんさむウーマン+編集部

やったー つくったー 私たちのネットワーク

新座はんさむウーマン

やったア！私たちの「女のまつり」 新座はんさむウーマン

創作ミュージカル／ヴァンパイア・シヨック

新座はんさむウーマン

めじゃーなりすとのめ

女性の力がゴミ問題解決に 荻原 弘子

意見・異見 本人給二六歳ストップに思う・桑原ちよ子

カウンセリングブームに思う・佐々木治子 「テレビか

ら」に一言・浅野美和子

報告 澤田和子Ⅱ『朝日火災・樋口事件』全面勝訴／片岡

陽子Ⅱザンネン！「花の乱」最高裁で敗訴／田中須美子

Ⅱ住民票統柄 裁判五周年集會を

在日の元慰安婦 宋神道さんの裁判に寄せて 金 富子

試写室 特攻隊の秘密に迫る『月光の夏』 大原 涼 96

活動から 川井和子・改憲ムードにゆるがぬ女たち

斎藤千代・中田さんの死に、首相・外相に抗議

集會から 憲法九条の危機と再生／いまカンボジアを問う

——緊急集會

随想 『姓』という重しを負って 浦島 悦子

ふるさとを想う おんぼらあと 皆森 禮子

気になる英語 マーベリック 奥川 睦

TOPICS 女の情報ネットワーク発足／「めだかの学

校」開校／『オルタ』六月の第五号で廃刊／女性の教育、

学習活動史研究懸賞レポート募集中

あこらの読書室 竹内佐和子『ヨーロッパ的発想とは何か』

目黒依子『女役割—性支配の分析』

連載 看護婦・光と影6 色部雅恵さん1 増田 れい子

連載 凄惨！首里城地下の沖繩戦5

集會案内 民衆にとつて加害・戦争責任とは／皇太子結婚

フイーバーに異議あり／性と天皇制を考える／創憲・立

法改憲路線を問う／命どう宝Ⅱ憲法・いのち・PKOほ

か

あこらのあこら

〈あごろ〉は、人と人が出会うひろば——

思い悩んだとき、もつと豊かに生きたいとき、流れを変えたいとき……
心おきなく話し合える仲間がいる。——そんなひろばが、北海道から沖縄
まで、いつのまにか広がりました。

雑誌『あごろ』を軸に、よりよい自分と社会を目指すゆるやかな運帯。
どの部門にも「長」は置かず、自分を変え、社会を変える——
「病床からでも参加できる運動」が、モットーです。

会費は月刊『あごろ』の誌代込みで月額七百円。一年前払いが原則ですが、
ご相談に応じます。入会金は二千円。ハガキ・FAX・メール・電話を頂け
れば、申し込みカードをお送りします。

〈BOC〉のご登録も、どうぞ……

一九六〇年に生まれた〈BOCバンク・オブ・クリエイティブティ〉は、
〈創造力の銀行〉。あなたの創造力や特技、希望の報酬を登録ください。
各国語翻訳・通訳・企画・調査・取材・編集・校正等の専門職のほか、どんな
〈創造力〉でも歓迎！ただし、半年以上〈あごろ〉会員の方に限ります。

連絡先

〒160-0022 東京都新宿区一―九一四 中公ビル

電話 03・3354・3941 (代) FAX 03・3354・9014

Eメール XLV05467@nifty.com または boc@mb.infoweb.ne.jp

ホームページ <http://homepage2.nifty.com/agora1/>

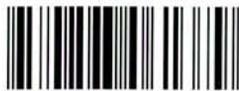
あごろ 289号(九州発) 「産まない女」の力——^{ひと}少子化を考える ●発行2003年11月20日

●編集 あごろ新宿

●発行所 BOC出版部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4

●TEL 03-3354-3941(代) ●FAX 03-3354-9014 ●E-mail XLV05467@nifty.com

●定価 本体960円+税 ●振替 00100-0-5264 BOCあごろ編集部



9784893061379



1920036009602

ISBN4-89306-137-2

C0036 ¥960E

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4

定価 本体960円+税

企画・編集・翻訳…
何でもご相談ください

創業1960年 —
女性専門職集団
BOC

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4
☎03-3354・3941 FAX3354・9014
E-mail XLV05467@nifty.com

各種プランニング
各種調査
取材・撮影・編集
校正・デザイン・レイアウト
各国語翻訳その他

男女共同参画の
BOCシニアも
スタートしました。
ベテランの知恵と経験を
お役立てください。

「ご自分の本」を出版なさいませんか？

「女性学」「女性としての歩み」「戦中・戦後の生活」「家族の肖像」その他…
論文・エッセー・句集・歌集。どんなテーマ、ジャンルでも、どうぞ。

- ◆ 個人でもグループでも歓迎。原稿を拝見、アドバイスして単行本にします。
- ◆ 東販・日販その他取次店の口座もありますので、書店での販売もできます。
- ◆ ご予算をお知らせくだされば、その範囲で製作します。費用は、市価よりも
お安いと思います。とくに感銘を受けた原稿は、当方で製作費を負担します。
- ◆ 編集は、ベテラン編集者が担当します。
- ◆ ご連絡は下記へ。一九六〇年創業の、誠実と創造の出版社です。

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4
TEL 03-3354-3941 FAX 03-3354-9014
E.mail XLV05467@nifty.com

サイレントマイノリティの**BOC** 出版部